



# Report 2019

Saitama Prefectural Credit Federation  
Of Agricultural Cooperatives





# Contents

## 目次



©よりぞう

※表紙写真

上段左から  
 ・時の鐘（川越市）  
 ・権現堂（幸手市）  
 下段左から  
 ・羊山公園（秩父市）  
 ・さいたま新都心（さいたま市）

●本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。数値は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ……………1

### 経営

JAグループ・JAバンクの概要……………	2
経営方針……………	4
業績……………	5
リスク管理の状況……………	7
各種リスク管理……………	8
コンプライアンス（法令等遵守）態勢……………	9
金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決） 制度への対応……………	10
金融商品の勧誘方針……………	11
利用者の保護……………	11
個人情報管理……………	13
反社会的勢力等との取引排除……………	13
社会的責任と貢献活動……………	14
県内統一での取り組み……………	24

### 業務内容

業務のご案内……………	25
商品のご案内……………	27
手数料一覧……………	31

### 当会の組織

沿革・歩み……………	32
当会の組織……………	33

### 資料編－1

財務諸表……………	37
貯金……………	49
貸出金……………	50
有価証券……………	55
為替業務・その他業務……………	58
主要な経営指標等……………	59

### 資料編－2

自己資本の状況……………	63
信用リスクに関する事項……………	68
信用リスク削減手法に関する事項……………	72
派生商品取引及び長期決済期間取引の リスクに関する事項……………	74
証券化エクスポージャーに関する事項……………	76
オペレーショナル・リスクに関する事項……………	79
出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項……………	79
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項……………	81
金利リスクに関する事項……………	82

### グループ情報

グループ情報……………	83
（注）(株)埼玉農協総合情報センターは当会の子会社ではないため、連結財務諸表につきましては作成していません。	

### 索引

法定開示項目と掲載ページ一覧……………	84
---------------------	----

# ごあいさつ



経営管理委員会会長  
若林 龍司



代表理事理事長  
松本 俊一

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／JAバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県内農業協同組合（愛称／JA）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、当会の経営方針、活動内容並びに業績等を皆様にご紹介するため、「Report 2019」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

我が国の経済は、企業業績の改善に減速感が見られるものの、雇用・所得環境の着実な改善等を背景に、景気は緩やかに拡大しておりますが、先行きについては、10月に予定される消費税率引き上げの影響や、通商問題動向等に注視を要する状況にあります。こうしたなか、日銀は、物価安定目標を達成するまで超低金利政策を維持しており、金融環境は極めて緩和的な状態が継続するものと思われまます。

農業情勢につきましては、政府の農業政策や、農業者による大規模経営化の進展等により、農業生産額は回復が見られる一方、急速な農業者の高齢化や後継者不足、人口減少に伴う農村地域の衰退といった問題は、なお深刻な状況にあります。また、昨年度発効したTPP並びに日EU・EPAの影響に加え、今後の諸外国との貿易交渉の動向によっては、国内農業への打撃が懸念されるなど、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

金融情勢につきましては、超低金利環境の長期化を受け、金融機関は、新たな収益源の模索とともに、抜本的なコスト削減への取り組みを迫られる他方、少子高齢化の進行や、フィンテックの発展等に伴う金融サービスの変化といった金融環境が変化するなかにおいても、健全性を維持しつつ、自身の創意工夫の発揮により、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築していくことが求められており、経営環境は一層厳しいものとなっております。

このような情勢のもと、昨年11月に開催されたJA埼玉県大会では、「創造的自己改革の実践」をテーマに、3つの基本目標である「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」への更なる挑戦と、それを支える「盤石な経営基盤の確立」をJAグループさいたまの重点課題として、各施策に取り組むことを決議いたしました。

当会におきましても、「第13次中期経営計画（2019～2021年度）」の初年度として、基本戦略である①持続可能な収益基盤の構築、②JAの経営基盤強化支援、③経営基盤の強化・確立について、JAとの連携を更に深めつつ取り組み、JA自己改革の着実な実践を支える組織づくりを図ってまいります。

新たな「令和」の時代を迎えた今後につきましても、農業及び地域のメインバンクとして、皆様に一層信頼いただける金融機関を目指し、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に最善の努力を傾注してまいります所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営管理委員会会長 **若林 龍司**  
代表理事理事長 **松本 俊一**

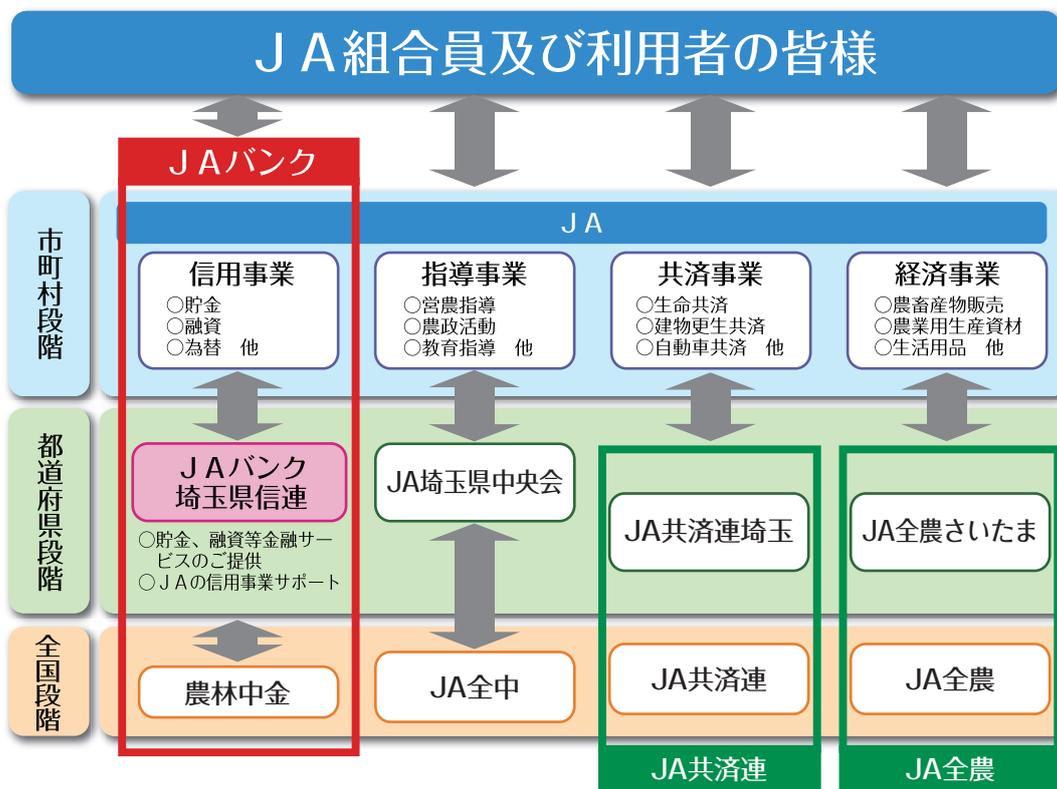
# 経営

## JAグループ・JAバンクの概要

### ◆JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成しています。



### ◆JAバンク埼玉

埼玉県内15JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

#### JAバンク埼玉

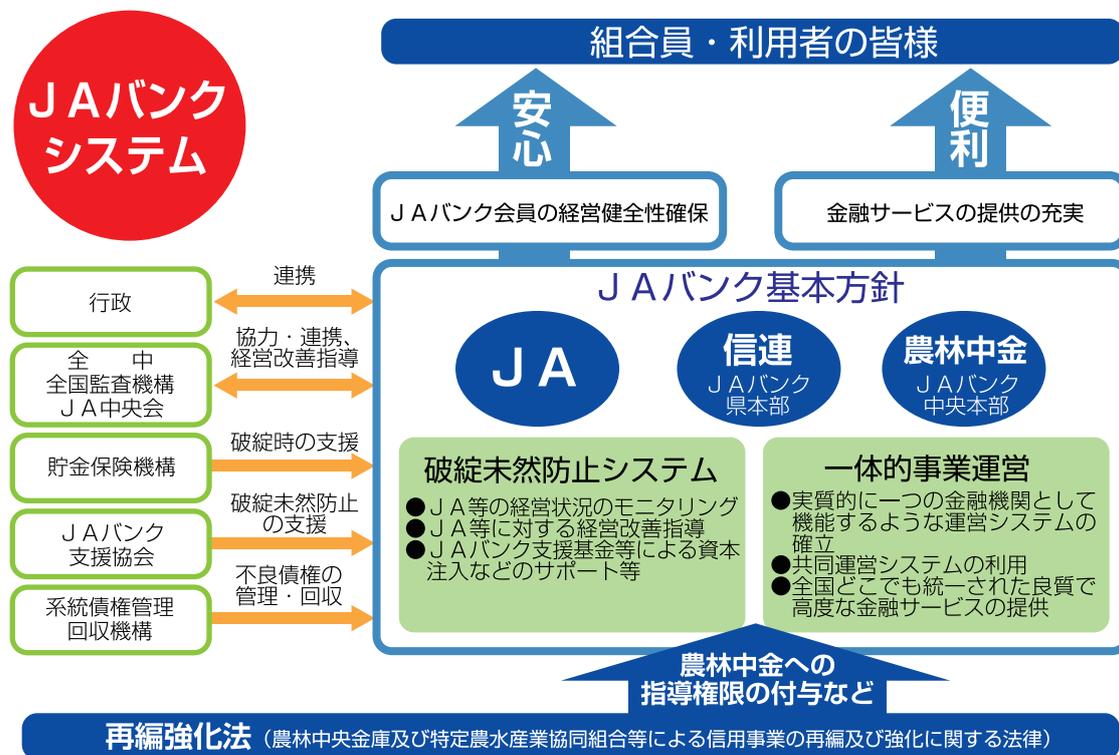
- JAさいたま
- JAあさか野
- JAいるま野
- JA埼玉中央
- JAちちぶ
- JA埼玉ひびきの
- JAくまがや
- JAふかや
- JA埼玉岡部
- JA花園
- JAほくさい
- JA越谷市
- JAN南彩
- JA埼玉みずほ
- JAさいかつ
- JAバンク埼玉県信連

## ◆JAバンクシステム

「JAバンクシステム」とは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内JAの事業運営のサポート等「JAバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



## ◆JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。JAバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

### 破綻未然防止システム

経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度

- JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- JAバンク全体で個々のJAの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。



### 貯金保険制度

(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

- 万一、JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者などを保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

## 経営方針

### 経営理念

JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。

### 経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

当会は、このような経営理念・経営姿勢のもと、JAが農業・地域の発展に貢献し続け、組合員・利用者になくなくてはならない組織として存在を確立するため、JAをサポートしていくことが不変の使命であると認識し、JAへの収益・機能還元を持続的・安定的に果たし、自己改革の着実な実践を支えていくため、2019年度より「第13次中期経営計画」に取り組んでいます。

## 第13次中期経営計画（2019～2021年度）

県域機能の更なる役割発揮を目指し、以下の3つを基本戦略として掲げたなかで、JAとの連携を更に深めながらより一層の経営効率化と基盤強化に向けた各種施策を実践してまいります。

### 3つの基本戦略

#### 1. 持続可能な収益基盤の構築

資金運用力を強化しつつ、地域農業・経済活性化への貢献を通じて将来にわたる営業基盤を確保することで、持続可能な収益基盤の構築を目指します。

##### 【個別戦略】

1. 資金運用力の強化
2. 事業運営コストの削減・抑制
3. 農業・地域活性化への貢献

#### 2. JAの経営基盤強化支援

「JAバンク埼玉中期戦略（2019～2021年度）」の着実な実践に向け、JAの事業展開や体制整備をサポートし、JAが事業運営の変革に全力で取り組める環境を整えることを通じて、JAの存在価値の向上・確立を目指します。

##### 【個別戦略】

1. JAバンク埼玉中期戦略の実践
2. JA支援体制の強化
3. JA指導体制の強化

#### 3. 経営基盤の強化・確立【前提】

金融機関として具備すべき水準への内部管理態勢の強化、また、人的・物的資源の最大限の活用により、当会が持続的に事業展開をしていくうえで前提となる経営基盤の強化・確立に取り組みます。

##### 【個別戦略】

1. リスク管理の高度化と財務基盤確保
2. 効率的な業務運営体制の構築と人材育成強化



## 業 績

当会の平成30年度業績につきましては、会員J A及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

### 損益の状況の推移

経済・金融情勢の変化に合わせ効率的な資金運用に取り組む一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、51億61百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額を考慮したなかで、39億17百万円の当期剰余金を計上いたしました。



### 自己資本比率の推移

会員J Aからの後配出資、永久劣後ローンの増資受入れ並びに着実な内部留保の積み上げにより、バーゼルⅢ国内規制に基づく当年度末の自己資本比率は、16.03%となりました。



自己資本比率とは、経営の健全性を示すバロメーターです。

国内基準では4%以上が義務付けられていますが、J Aバンクの自主ルールでは8%以上が義務付けられており、当会の自己資本比率はこれを十分に満たしております。

### 貯金の推移

会員JAからの受入の増加とともに、系統関係機関や地方公共団体、地域の皆様からも大切な貯金をお預かりした結果、当期末において3兆2,918億円の残高となりました。



### 貸出金の推移

担い手向け融資等農業金融への取り組みはもとより、地域金融機関として系統資金の地域還元による融資基盤拡充と長期安定収益の確保に向け、農業生産法人及び県内企業等を中心に積極的な融資活動を展開した結果、当期末において3,669億円の残高となりました。



### 有価証券の推移

安全性・収益性を重視したなかで長期安定収益の確保に取り組む一方、有価証券ポートフォリオ全体の資産配分を考慮したなかで利回りの確保等に努めた結果、当期末において6,914億円の残高となりました。



### 預け金の推移

系統預け金を基本とした支払準備金の確保と金利裁定による効率的運用に努め、また、地域金融機関として積極的な資金運用を行った結果、当期末において2兆3,375億円の残高となりました。



## リスク管理の状況

昨今における金融機関を取り巻く環境の急速な変化は、金融機関における業務内容の多様化・複雑化とともに様々なリスクをもたらしています。

このような環境下、会員・利用者の皆様に安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

したがって、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、信用リスクや市場関連リスク、流動性リスク、更には事務リスク、システムリスク等のオペレーショナル・リスクに適切に対応すべく「リスクマネジメントの基本方針」を定め、統合的なリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

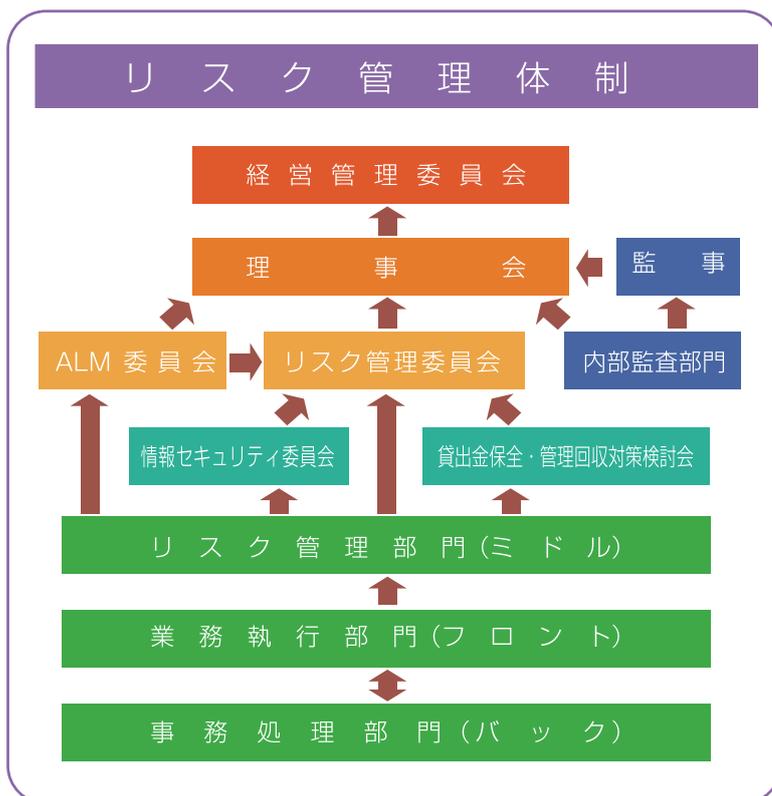
### 【管理体制】

当会では、信用リスク・市場関連リスク等を統合的に管理するため、リスク統括部（リスク統括関係）をリスクマネジメント統括部署として位置づけ、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っています。

更に、リスク管理の重要性を認識し、経営陣が諸リスクの統合的なリスク管理に積極的に関与する体制を整備しています。

具体的には、理事長をはじめとする常勤役員、各部長で構成するリスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容に係る検討・協議を実施しています。

検討・協議した内容は必要により理事会に付議・報告、並びに経営管理委員会に報告する等、各リスクについて体系的な管理を行っています。



### 【統合的リスク管理】

当会では、「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、「経済資本管理規程」、「信用リスクマネジメント規程」、「市場リスクマネジメント規程」等を制定し、業務上発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールするため、諸リスクに内包するリスクを定量化し、統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しています。

### 【内部監査体制】

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した監査部が、定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っています。

内部監査は、年度の内部監査計画に基づき、当会業務の全般を対象とし、効率的かつ実効性のある内部監査を行っています。監査結果は、定期的に理事会及び経営管理委員会に報告し、指摘・助言・改善提案事項等について、措置・実効状況に応じて定期的にフォローアップを実施しています。

## 各種リスク管理

### 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会の与信審査については、営業部署から独立したリスク統括部（審査関係）が、内部格付等の基準に基づいた厳正な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。更に、原則として半期毎に開催する常勤役員、関係部長を中心とした「貸出金保全・管理回収対策検討会」で不良債権等の処理及び債権の保全・管理に関する事項について、検討・協議しています。

また、「自己査定要領」等に基づき、適正な資産の自己査定並びに償却・引当を実施しています。

### 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、ALMシステムを活用したなかで、有価証券を中心に現在価値や価格変動リスクなどを毎月算出し、リスクテイクの状況を経営陣に報告するリスク管理体制を整備しています。

具体的には、「ALM委員会」を原則として毎月1回開催し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努める等、迅速かつ的確な対応が図られるよう万全の体制を構築しています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により資金繰りがつかなくなるリスク、並びに市場の混乱等により市場において取引が出来ない等により損失を被るリスクをいいます。

当会では、的確な資金ポジションを確保するため、調達資金及び運用資金を恒常的にALM委員会において集中管理しています。

### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務遂行に伴って受動的に発生する多様なリスク（様々な人為的又は技術的エラーの他、外生的な事象によって損失が発生するリスク）をいいます。

具体的には、事務リスク（業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク）やシステムリスク（コンピュータシステムの停止・誤作動、システムの不備等によるトラブルの発生により損失が発生するリスク）等があり、当会はこれらのリスクについても各種規程類の整備により適切なリスク管理を行っています。

#### ○事務リスク管理

「事務リスク管理要領」を制定し、事務処理規程類の遵守並びに内部監査・自己検査の実施等により、適切なリスク管理を行っています。

#### ○システムリスク管理

「安全対策基準（セキュリティスタンダード）」を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産管理の明確化等の対応を図るとともに、災害時対策の整備について、「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」を制定することにより、適切なリスク管理を行っています。

# コンプライアンス（法令等遵守）態勢

## ●基本方針

当会は、系統金融機関として自らもつ社会的責任と高い公共性を認識し、社会的規範を含むすべての法令やルールを厳格に遵守し、自己責任原則に基づく公正かつ透明性の高い業務運営、並びに地域発展に尽力しています。

当会では、役職員のコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、役職員の行動指針を示すものとして「倫理憲章」を定めているほか、業務遂行にあたって法令違反や反社会的行為が発生しないよう留意点を示す手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、これらはコンプライアンス関連規程類と併せて役職員全員に配布のうえ、職場内研修等により役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っています。

## 倫理憲章

### I 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

### II 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。

### III 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

### IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

### V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

### VI 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。

### VII 環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### VIII 持続可能な社会貢献活動への取組

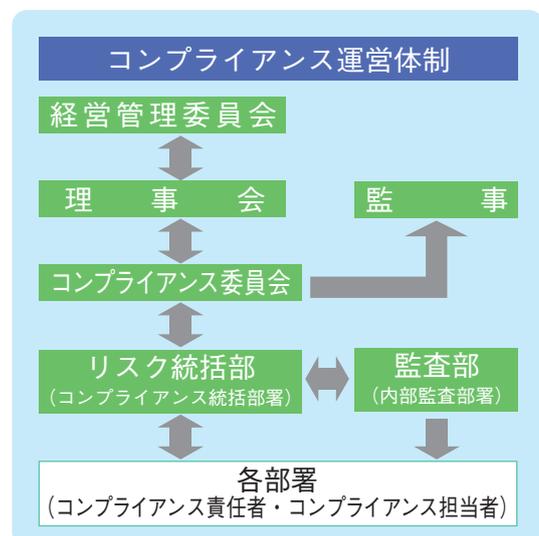
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「良き企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

## ●コンプライアンス運営態勢

当会では、コンプライアンス経営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、右図のとおりコンプライアンス運営体制を確立しています。

本体制のもと、コンプライアンス委員会では、コンプライアンス態勢全体に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うとともに、検討・審議内容について適宜理事会に付議・報告しています。

また、コンプライアンス統括部署（リスク統括部）は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動の実践・検証・見直し及び改善に取り組んでいます。



## 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度への対応

当会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、ご相談・苦情等の申し出について、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切な対応・解決に努めています。

また、受け付けたご相談・苦情等については、定期的に経営陣に報告するとともに、会内において情報共有を推進し、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用しています。

また、相談・苦情等の申し出について、当会の対応に理解いただけない場合は、中立的な外部機関を利用して解決を図る体制をとっています。

### ●苦情処理措置の概要

当会では、苦情処理措置として、苦情等受付・対応態勢及び内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、ご相談・苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の窓口へお申し出ください。

○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

**業務部 048-829-3590      資金証券部 048-829-3522**

**農業部 048-829-3541**

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

**ご相談・苦情等受付窓口（総務部）**

電話番号：048-829-3504

電子メール：kujou@sin.st-ja.or.jp

**一般社団法人JAバンク相談所**

電話番号：03-6837-1359

### ●紛争解決措置の概要

苦情等のお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

#### 埼玉弁護士会 示談あっせん・仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、右記の当会のご相談・苦情等受付窓口又はJAバンク相談所にお申し出ください。

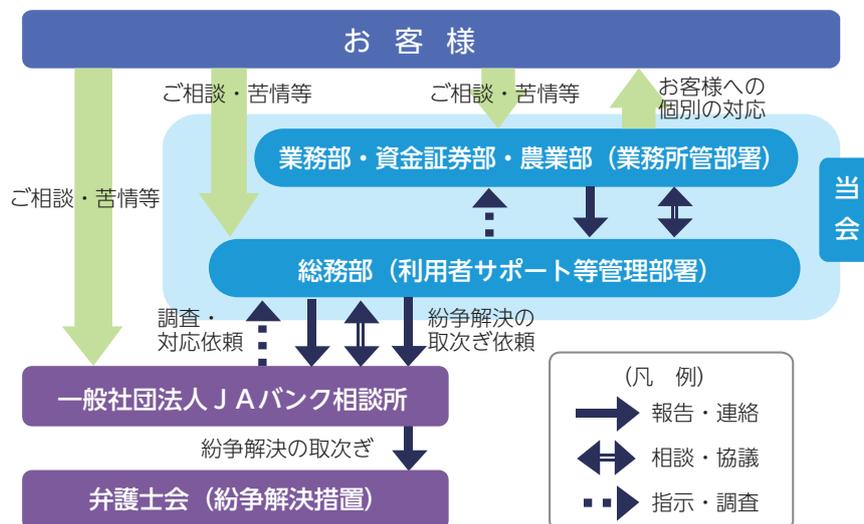
○受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

**ご相談・苦情等受付窓口（総務部）**

電話番号：048-829-3504

**一般社団法人JAバンク相談所**

電話番号：03-6837-1359



## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

### 金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 利用者の保護

### ●利用者保護等管理

当会は、お客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守し、利用者保護等管理に向け継続的な取り組みを行います。

### 利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

## ●利益相反管理

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

### 利益相反管理方針

#### 1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### 3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 個人情報管理

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当会は、お客様の個人情報（特定個人情報を含む）を適正に取り扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護法その他の関連法令等の遵守のもと、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を策定・公開するとともに、当該方針に基づく個人情報管理体制の整備等により、お客様の個人情報の適切な保護と利用に万全を期しています。

### 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

当会は、当会内の情報及びお客様からお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」を策定・公開するとともに、当該方針に基づく情報セキュリティ管理体制の整備等により、情報資産の適切な取り扱いと情報セキュリティの維持及び推進に万全を期しています。

※「個人情報保護方針」並びに「情報セキュリティ基本方針」は、当会ホームページに掲載しています。  
<http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/guideline/>

## 反社会的勢力等との取引排除

当会は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言しています。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

#### （運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### （マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### （反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### （組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### （外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

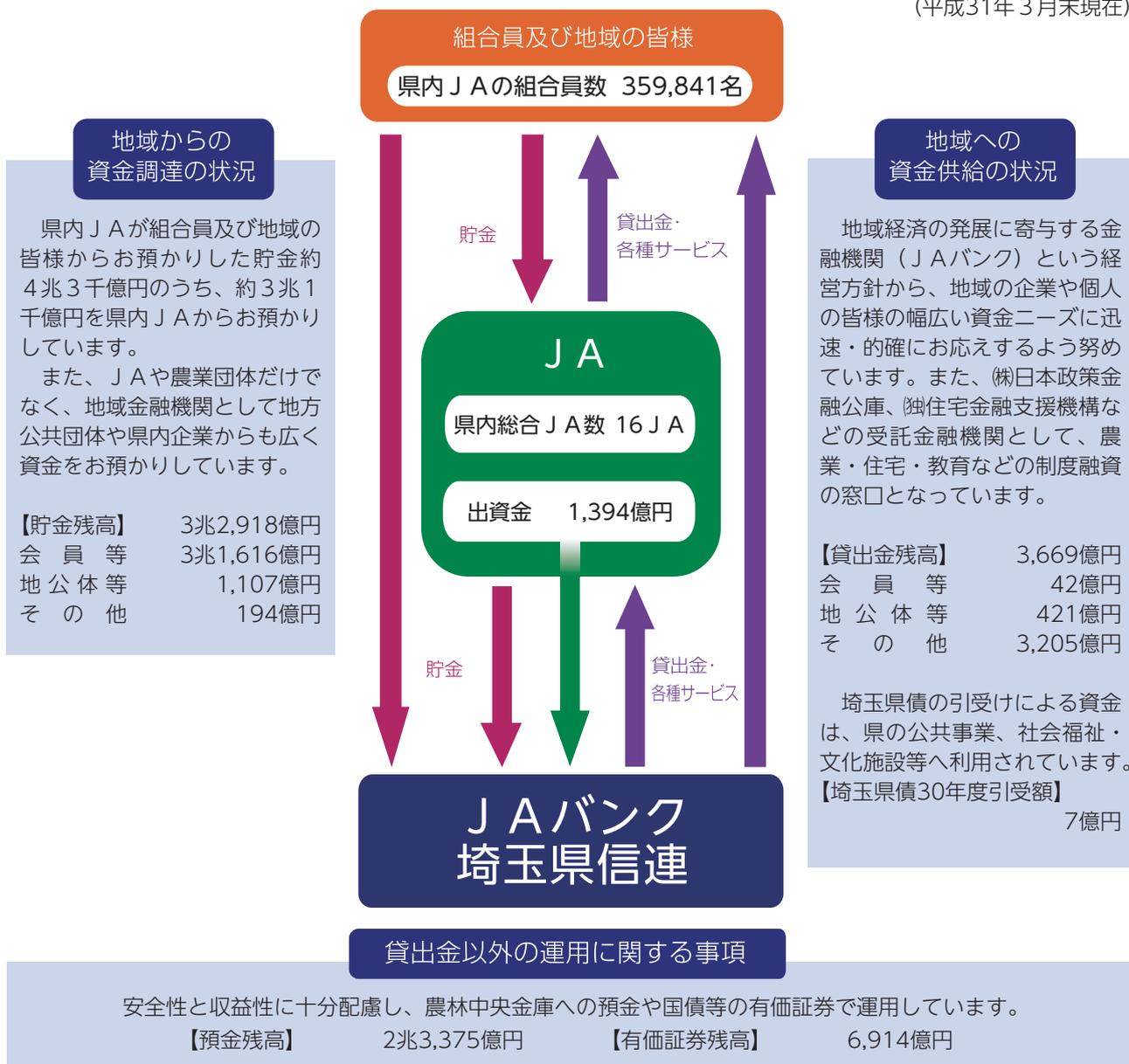
当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする皆様や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体及び、県内の企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は組合員等の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

### 地域からの資金調達・地域への資金供給の状況

(平成31年3月末現在)



## お客さま本位の業務運営の更なる定着

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、J A組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

### お客さま本位の業務運営に関する取組方針

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

#### 3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

## 地域密着型金融への取り組み

### 農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

### 金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
  - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
  - (3) リスク統括部・業務部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
  - (4) 業務部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 農業者等の経営支援に関する体制整備

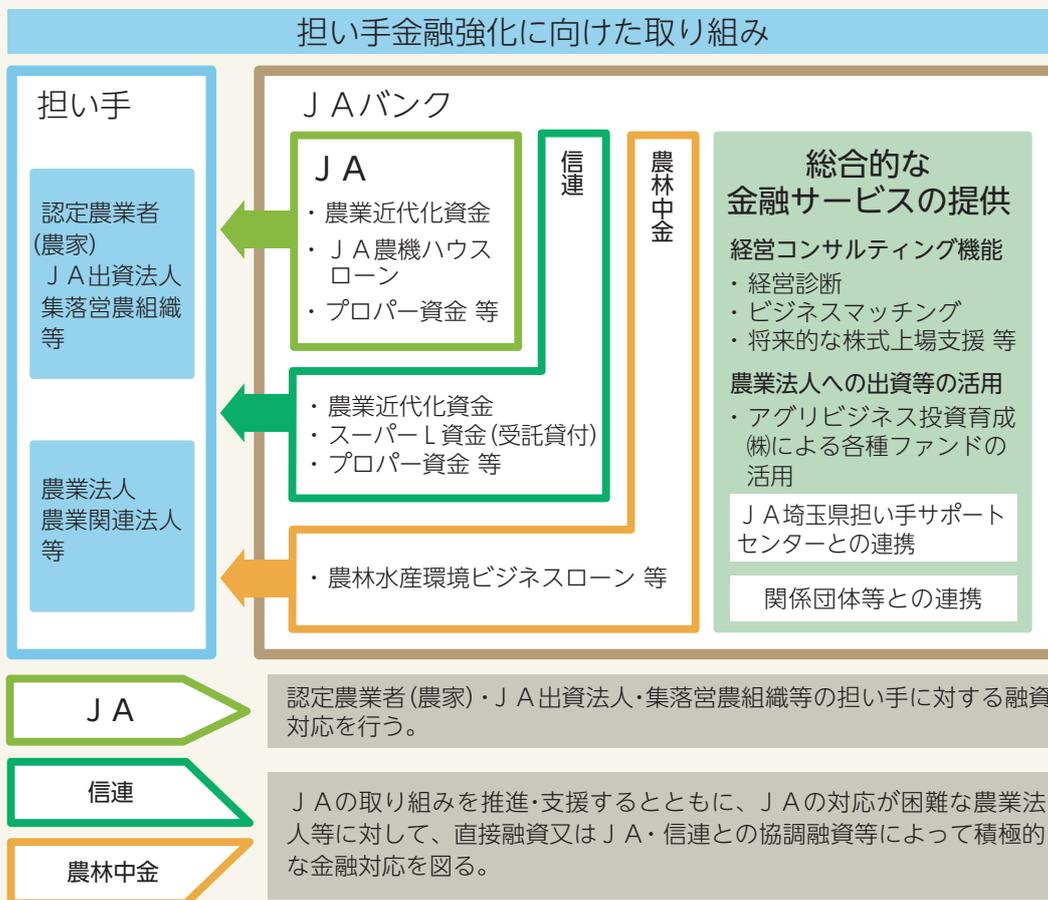
J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しております。なお、県内15 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、J Aバンク独自の資格制度である「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、平成31年3月末現在700名（うち当会80名）が取得しています。

当会では、平成27年4月より農業部を設置し、J Aのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、平成28年4月に設置された「J A埼玉県担い手サポートセンター」（※）とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

### ※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、J A（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とし、新たに県域（県中央会・各連合会）共通機構として設置されました。



## 農業・地域の成長支援への取り組み

### ●「JAグループさいたま農畜産物商談会」の開催

地域農業の振興及び県内農業者の所得増大に向けた取り組みとして、「JAグループさいたま農畜産物商談会」をJA全農さいたまと主催し、魅力ある県産農畜産物を広くPRするとともに、販路拡大に向けたビジネスチャンスを提供いたしました。



JAグループさいたま農畜産物商談会2018  
平成30年11月28日 大宮ソニックシティ  
左：開会挨拶をする若林会長  
右：商談会の様子

### ●JAバンク利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

**対象資金** 農業近代化資金、農業経営改善促進資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金、JA飼料用米対応資金

### ●JA農業資金保証料助成制度

県域独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

**対象資金** 農業近代化資金、農業改良資金ほか

### ●JA農機ハウスローンダブル応援キャンペーン

県域独自の施策として、農業者のお借入に関する負担の更なる軽減を目的に、県域主力商品である「JA農機ハウスローン」について、JAバンク利子補給制度に加えて、埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成する特別キャンペーンを実施いたしました。（実施期間：平成30年4月2日～平成31年1月31日）



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

●就農支援事業

地域農業の振興・発展への貢献を目的に、JAバンクで取り組む「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の一環として、新規就農希望者を育成するための研修受入先に対する研修費用の助成、並びに新規独立就農者に対して営農費用を助成する「新規就農応援事業」を行いました。

また、県域独自の取り組みとして、新規独立就農者又は親元新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



●アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」(農業法人への資本供与)等の各種ファンドを提案しています。



●農業経営者応援サイト「アグリウェブ」の活用

農業経営者が抱える経営課題等の解決を支援することを目的に、農林中央金庫が開設したウェブサイト「アグリウェブ」を通じ、農業経営者への情報提供に取り組んでいます。

また、全国農業協同組合連合会のウェブサイト「アピネス」との連携により、営農技術の情報提供等を行っています。



●サポート事業

「担い手金融リーダー会議」を開催し、担い手金融リーダーの対応力の向上、並びに農業者・農業経営体に対するバックアップ等に努めています。

また、「農業機械大展示会」(平成30年7月20日～21日、平成31年1月26日～27日)では、「農業資金窓口」を設置し、JA農機ハウスのPRや融資相談等を行いました。



●「県産農産物消費拡大応援定期貯金『彩の贈り物』」の販売

県産農産物の消費拡大につながる金融商品の販売を通じて、地域農業への貢献とJA新規利用者の拡充を図るため、新規定期貯金ご契約の方にJA店舗や直売所等の施設でご利用いただける商品券(20万円毎に500円)をプレゼントいたしました。



## 文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、金融機能の提供にとどまらず、地域経済の発展に寄与する金融機関として、自然環境維持・地域文化活動・福祉・スポーツ活動等への貢献にも積極的に取り組んでおり、これらの活動を通じて農業と地域社会の発展と活性化に貢献してまいります。

### 文化的・社会的貢献

#### J Aバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈いたしました。



平成31年3月19日  
埼玉県上田知事（中央）との協定締結式

#### 農業教育の充実に関する支援

農業教育の充実を図り、経営力の高い新規就農者を確保・育成をすることを目的として、農業大学校のカリキュラムの充実等に連携して取り組むこと、並びに当会が寄付金を5年間拠出する旨の協定を埼玉県と締結いたしました。

#### 彩の国食と農林業の祭典への参画

数々の特産品が一堂に会する埼玉県と農業団体が主催するイベントを積極的に支援、参画しています。

当イベントを通じ、J Aバンク埼玉と地域の皆様との交流を深めるとともに、県内農業への理解を深めていただく場として、食と農林水産業を広くPRしています。



2018彩の国食と農林業ドリームフェスタ  
平成30年11月17日～18日  
朝霞の森（朝霞市）



平成30年9月18日  
若林会長より埼玉森林サポータークラブ  
霜触会長（左）へ寄付金を進呈

#### 森林保護活動団体への協力

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。



平成30年9月20日  
埼玉県社会福祉事業団牧理事長（左）より  
感謝状を受贈

## 児童養護施設への協力

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。

## 献血への協力

社会貢献の一環として、当会では平成15年より継続して日本赤十字社の献血活動に参加しています。毎年多くの役職員が協力しています。



当会は平成24年度より献血サポーターに参加しており、献血推進キャンペーンを応援しています。



平成30年10月19日 当会駐車場

## 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証書



平成30年度の活動・支援により、吸収量32.4t (CO<sub>2</sub> / 年) の認証を取得いたしました。

## 「JAバンク埼玉県信連の森づくり」活動への取り組み

森づくりを通じて水源地環境の保全や地球温暖化防止などに貢献するため、当会役職員と公益社団法人埼玉県農林公社が協働して間伐等の森林整備作業を行うとともに、森林整備に係る活動費の一部を助成することにより、健全で活力のある森林の再生を支援しています。



平成30年11月3日  
秩父郡皆野町 蓑山

### 環境保全への取り組み

環境保全の一環として、当会役員と公益社団法人埼玉県農林公社が協働して埼玉県農林公園の清掃活動を行いました。掃き集めた落ち葉は堆肥にされ、園内の畑で利用されます。



平成31年1月19日 埼玉県農林公園（深谷市）

### 埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。



### AEDの設置

当会では、施設内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置し、心室細動等の緊急事態に備えています。

また、AED講習会を毎年開催し、職員は使用方法、初期救命措置等の知識・技術の取得向上に努めています。



平成30年10月23日 AED講習会

### エコキャップ運動への取り組み

ペットボトルのキャップを集めて世界の子どもたちにワクチンを届ける活動に参加いたしました。本年度は48,589個（ワクチン：56.5人分）のキャップを回収し、キャップの貯金箱推進ネットワークに届けました。



### 全日本大学駅伝対校選手権大会への特別協賛

J Aバンクでは、箱根、出雲と並ぶ学生三大駅伝の一つである「全日本大学駅伝」に特別協賛し、大会運営のサポート、選手への応援を実施いたしました。



## 利用者ネットワーク

### グラウンド・ゴルフ大会、ゴルフ大会の開催

県内JAで年金を受け取られている皆様に会員とする「年金友の会」（愛称：ゆうゆう会）を組織し、会員相互の親睦、健康増進を目的に「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、グラウンド・ゴルフ大会、ゴルフ大会を開催いたしました。



第22回埼玉県農協年金友の会グラウンド・ゴルフ大会  
平成30年5月29日  
熊谷スポーツ文化公園 彩の国くまがやドーム



第10回埼玉県農協年金友の会ゴルフ大会  
平成30年11月2日  
おおむらさきゴルフ倶楽部

### 各種相談会・セミナーの開催

#### ●JA年金相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を年間244回開催し、延べ1,898名のお客様にご来場いただくとともに、1,894件の相談に対応いたしました。

開催日	
平成	年 月 日 ( )
午前	: から 午後 : まで
開催場所	JA
お問い合わせ	TEL

JAバンク埼玉  
JA-BANKSUIYAMA

豊富な経験と専門知識を有する講師が  
相続と遺言についての基本を  
わかりやすくお話しします。

## JA相続 セミナー

開催

JA	
日時	平成 年 月 日 ( ) : ~ :
会場	JA 店

●お気軽にJA窓口までお問い合わせください。  
JAバンク埼玉  
TEL: 048-921-1111

#### ●各種セミナーの開催

JAバンク埼玉では相続・遺言等に係る相談ニーズへの対応として、各種セミナーを年間25回開催し、延べ313名のお客様にご来場いただくとともに、22名に対して延べ36回の個別相談に対応いたしました。

経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

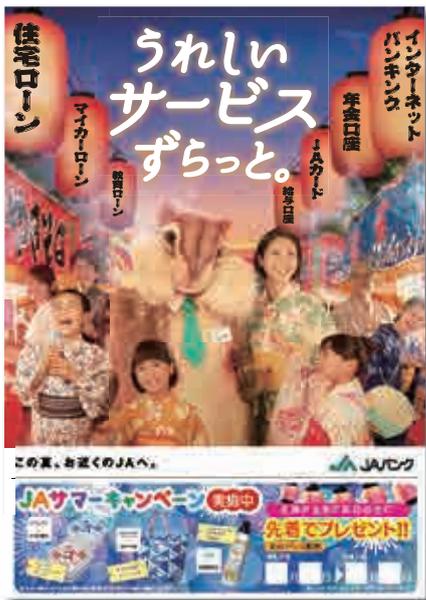
索引

## 県内統一での取り組み

### 「JAサマーキャンペーン」の実施

JAバンク埼玉では、平成30年6月から7月までの2ヵ月間を貯金増強期間と位置づけ、「JAサマーキャンペーン」を実施いたしました。

当キャンペーンでは、JAで定期貯金等をご契約の方にちょリスグッズをプレゼントいたしました。



### 「JAウィンターキャンペーン」の実施

JAバンク埼玉では、平成30年11月から12月までの2ヵ月間、「JAウィンターキャンペーン」を実施し、新規にスーパー定期貯金（1年）を20万円以上ご契約いただいたお客様を対象として、農産物・特産物等のグルメカタログギフト（5千円相当分）を賞品とした懸賞品付定期貯金を発売いたしました。

当キャンペーンでは、ホームページをはじめ、新聞などの媒体を活用した積極的なPRを展開いたしました。



### JAバンク窓口セールスロールプレイング大会

JAバンク埼玉では、窓口担当者の顧客対応力・セールス力強化を図ることを目的に、各地区大会で優秀な成績をあげた12名（南部地区5名、西部地区3名、東部地区4名）によるロールプレイング県大会を開催いたしました。



第6回 JAバンク埼玉窓口セールスロールプレイング大会  
平成31年2月5日 浦和ロイヤルパインズホテル

経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

# 業務内容

## 業務のご案内

### 貯金業務

当会は、県内の会員JAを中心に、地方公共団体・一般法人並びに地域の皆様から貯金をお預かりしており、普通貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な貯金商品を取り扱っています。

JAバンクのキャッシュカードは、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソン銀行ATM、ゆうちょ銀行などの全国のATMで、ご入金・お引き出し・残高照会のサービスをご利用いただけます。

また、当会のATMでは、お預け入れ・お引き出し・定期貯金のお預け入れ・お振込・Pay-easy（ペイジー）・通帳記帳などをお取り扱いしており、全国JAのキャッシュカードやMICS提携金融機関・ゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

なお、JAバンクでは、独自の支援制度である「破綻未然防止システム」と国の公的な制度である「貯金保険制度」という2つの制度により、皆様の大切な貯金を二重に保護しています。



### 貸出業務

当会は、豊富な資金量で農業者の皆様の事業に必要な資金への対応をはじめ、農業基盤の整備・発展を目的とした農業融資に積極的に取り組むとともに、農業関連企業並びに埼玉の地域経済を担う一般企業等からの資金ニーズにも幅広く対応し、地域経済の発展に貢献しています。また、農業担い手の皆様に支援するため、新資金の創設や債務保証にも取り組んでいます。

一方、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として各種制度資金を取り扱うとともに、皆様のライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意しています。



### 為替・決済業務

当会は、全国のJA及び銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等の金融機関とオンラインシステムで提携し、振込、送金、代金取立等の各種為替業務を行っています。

また、給与振込、年金の受け取り、埼玉県自動車税等公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、並びに電話・電気・水道料金等の各種公共料金等の収納事務、ネットサービス、クレジットカード等の決済業務も行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めています。



経営

業務内容

当会の組織

資料編

グループ情報

索引

## 金融推進・相談業務

当会は、JA・農林中金と一体となって取り組む「JAバンクシステム」のもと、組合員・地域の皆様のニーズに応える様々な「サービス」や「金融商品」を企画・提供するとともに、JAを「安心」してご利用いただけるよう健全性の向上に努めています。具体的には、「JAバンク基本方針」に基づくJA指導、懸賞品付定期貯金等の商品企画、お客様のニーズに応じたキャンペーンの展開、住宅ローン営業活動とローン相談、JA年金相談会の開催支援、相続・遺言並びに投資信託商品等の資産相談対応、有価証券運用に係る事務指導を行うとともに、JAのコンプライアンス態勢の強化支援等にも取り組んでいます。

また、お客様のJA利用満足度の向上を目指した運動の展開、JA職員を対象とした各種研修会の実施、財産づくりの相談に対応するFP（ファイナンシャルプランナー）の養成等、専門知識を持った人材の育成を行っています。

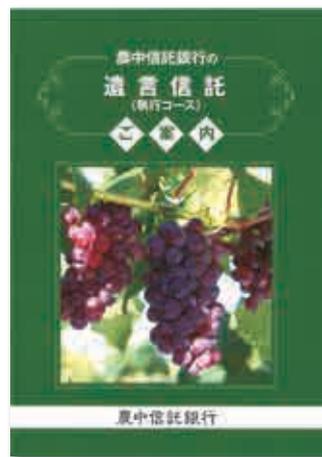


上段左から  
 ・フードコンテナセット  
 ・保冷トートバッグ  
 ・食器用洗剤

下段左から  
 ・ポケットブルボストン  
 ・マルチケース  
 ・ベジタブルバッグ

## その他の業務

当会は、上記各業務のほか、お客様の資産運用ニーズにお応えするため、投資信託（22ファンド）・国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売、並びに農中信託銀行の信託代理店として、遺言信託・特定贈与信託等の信託商品の提供等、資産運用のご相談を含め、広範囲な商品・サービスを提供しています。



## 商品のご案内

### 【主な貯金】

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高200万円）まで自動的にご利用いたします。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。）	期間の制限なし	1円以上
総合口座 （普通貯金無利息型）	・普通貯金無利息型については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で1年複利の商品、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しも可能です。（満期を指定する場合は、その1カ月前までに通知を必要とします。）	最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1カ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期貯金			1円以上
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6カ月毎にその時点の金利動向により金利が変更されます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額の積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6カ月以上 5年以内	1,000円以上
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。		1円以上
普通貯金	・お財布代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型 （決済用）	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。	期間の制限なし	1円以上
成年後見支援貯金 （普通貯金）	・成年被後見人さまの財産保護・管理に係る不測のトラブル等を軽減すべく、特定の取引に際して家庭裁判所の指示書を必要とするため、安心してご利用いただけます。		1円以上
成年後見支援貯金 無利息型（決済用）			1円以上
貯蓄貯金	・普通貯金と同様に申し入れができ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同水準になる場合もございます。）		1円以上
通知貯金	・大口資金の短期運用に適しています。お引き出しの場合は、2日前までにお知らせください。	7日以上	5万円以上
譲渡性貯金（NCD）	・満期日前の譲渡が可能です。大口資金の短期運用に適しています。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
J A 教育資金 贈与専用口座	・教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和3年3月31日まで）	1円以上 1,500万円以下
J A 結婚・子育て 資金贈与専用口座	・結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。結婚・子育て資金を受贈した20歳以上50歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が50歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和3年3月31日まで）	1円以上 1,000万円以下

【農業関連産業法人向け貸出】

種類	概要	対象者	商品内容
農業関連サポートローン	県内農業の発展に資することを目的として、農産物の生産、加工、流通、貯蔵、販売等を行う法人の資金ニーズに対応します。	農業関連産業法人	期間 限度額 担保・保証 15年以内 2億円 原則不要

【農業担い手向け貸出】

種類	概要	対象者	商品内容
アグリマイティー資金	当会が、JAに統一ローン「新農業振興資金（アグリマイティー資金）」の原資を長期かつ低利で供給し、JAが担い手の資金ニーズに積極的に応えられるよう支援します。	会員JA	期間 限度額 担保・保証 10年以内 JAの融資額と同額 無担保・無保証
アグリサポート証保	JAの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、JAによる担い手金融の円滑化を図ります。	農業法人及び農業者（個人）。ただし、会員の組合員に限ります。	期間 限度額 担保・保証 10年以内 5,000万円かつ貸付金額の50% 無担保
アグリビジネスクー	JAの対応が困難な農業法人等の担い手に対し当会が融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります。	農業法人及び農業者（個人）。ただし、個人は、会員の組合員に限ります。	期間 限度額 担保・保証 15年以内 5,000万円 原則不要

【一般の貸出】

種類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	担保・保証
事業法人向け貸出	県内に事務所等を有し、事業を営まれている一般企業	・運転資金 ・設備資金等	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。
個人向け貸出	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員	資産等の活用及び個人事業等に要する資金			
その他への貸出	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金			

## 【主なローン】

種類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	金利等
住宅ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上満66歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金	10万円以上 5,000万円以内	・35年以内 ・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	・固定金利 ・変動金利 ・固定金利選択型
教育ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上かつ完済時に満71歳未満の方	お子様のご入学・ご進学に係る資金をはじめ、授業料・教科書代などあらゆる教育資金	10万円以上 1,000万円以内	・15年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	
マイカーローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上満75歳未満かつ完済時に満80歳未満の方	自動車・バイクのご購入をはじめ、自動車等の修理費用、運転免許取得の費用などの資金	10万円以上 1,000万円以内	・10年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	・固定金利 ・変動金利
生活ローン	安定した収入があり年齢が満18歳以上かつ完済時に満71歳未満の方	家具、家電製品のご購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金	10万円以上 500万円以内	・7年以内 ・元利均等毎月返済 ・ボーナス返済併用可	
カードローン	(カードローン) 安定した収入があり年齢が満18歳以上満65歳未満の方  (ワイドカードローン) 安定した収入があり年齢が満20歳以上満65歳未満の方	使いみち自由でATMでいざという時に借入できる資金	(カードローン) 50万円以内  (ワイドカードローン) 500万円以内	・1年以内(ただし、当会が支障ないと判断した場合は、1年毎の自動更新) ・約定返済型	・変動金利

## 【主な代理貸出】

金融機関等	資金名
(株)日本政策金融公庫	(農林水産事業) ・農業経営基盤強化資金 ・農業基盤整備資金 ・担い手育成農地集積資金 ・経営体育成強化資金 ・農林漁業セーフティネット資金  (国民生活事業) ・国の教育ローン  ・農業改良資金 ・青年等就農資金 ・振興山村・過疎地域経営改善資金 ・畜産経営環境調和推進資金 ・農林漁業施設資金
(独)住宅金融支援機構	・災害関連融資資金 ・賃貸融資資金 ・まちづくり融資資金 ・リフォーム融資資金 ※現在新規の受付は行っていません。
(独)福祉医療機構	・被保険者住宅資金 ※現在新規の受付は行っていません。
埼玉県	・農業近代化資金

## 【主なサービス】

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	(ご利用いただけるサービス) 当会のキャッシュカードがあれば、全国のJ A・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATMで現金のお預け入れ・お引き出し、残高照会等ができ、銀行等M I C S提携金融機関カードが使用できるATMで現金のお引き出し、残高照会ができます。 (ご利用手数料) J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、J AバンクのATMによるご入金・ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UF J銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、J F マリンバンクのATMによる平日、日中時間帯のご出金、残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。(セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMではご入金も無料でご利用が可能です。)
デビットカードサービス	国内のJデビット加盟店において、キャッシュカードでショッピングや飲食等の代金をお支払いいただくことができ、お支払いした代金が即座にお客様の貯金口座からお引き落としされます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスを従業員の皆様のご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などが、お客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れの心配もなく、安心・確実に受け取ることができます。
各種自動支払サービス	電気・水道・電話・NHK受信料等の公共料金のほか、税金・家賃などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
振 替 サ ー ビ ス	アパート経営や駐車場の賃貸を営む事業主様等からのご依頼により、家賃・駐車料金の集金及び社員への固定的な給与振替等を自動的にご依頼人に代わって管理いたします。
J A カ ー ド (一 体 型)	キャッシュカード機能とクレジットカード(J Aカード)機能が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJ Aキャッシュサービスがご利用になれるほか、クレジットカードとして、ショッピングや飲食等の代金のお支払いにご利用いただけます。
インターネットバンキング (J A ネットバンクサービス)	個人向け・法人向けインターネットバンキングを取り扱っています。インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。また、公共料金や税金等各種料金のお支払いが可能な振込サービス「P a y - e a s y (ペイジー)」をご利用いただけるほか、個人のお客様は、マネーフォワード社との提携アプリ「かんたん通帳」や「マネーフォワード for J Aバンク」をご利用いただけます。
フ ェ ー ム バ ン キ ン グ	お客様のパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、会社に居ながら残高照会や振込・振替を行うことができます。
で ん さ い サ ー ビ ス (J Aバンクでんさいサービス)	法人J Aネットバンクを通じて、手形・振込に代わる新たな決済手段である電子記録債権をご利用いただけます。電子債権記録機関は、全国銀行協会が設立した「(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)」です。
国 債 窓 口 販 売	長期利付国債・中期利付国債を額面5万円(個人向け国債は額面1万円)より販売しています。また、買い取りも実施しています。
投 資 信 託 窓 口 販 売	22ファンドの窓口販売業務を行っています。投資信託は、元本の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
信 託 契 約 代 理 業 務	農中信託銀行の信託契約代理店として、特定贈与信託等の取り扱いを行っています。
遺 言 信 託 代 理 業 務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託執行業務・管理業務、遺産整理業務の取り扱いを行っています。

## 手数料一覧

## 内国為替の取扱手数料

(令和元年6月末現在)

区 分			同一店内あて	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
送金手数料	普 通 扱 い	1件につき	648円				
振 込 手 数 料	窓 口	電 信 ・ 文 書	3万円未満	216円	324円	324円	648円
			3万円以上	432円	540円	540円	864円
	定 時 自 動 送 金	電 信 扱 い	3万円未満	無 料	216円	216円	540円
			3万円以上	無 料	432円	432円	756円
		文 書 扱 い	3万円未満	無 料	108円	108円	432円
			3万円以上	無 料	216円	216円	648円
	A T M	現 金	3万円未満	108円	108円	108円	432円
			3万円以上	324円	324円	324円	648円
		系 統 キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	3万円未満	無 料	108円	108円	216円
			3万円以上	無 料	216円	216円	432円
		他 行 キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	3万円未満	108円	108円	108円	432円
			3万円以上	324円	324円	324円	648円
	イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ	1万円未満		無 料	108円	216円	216円
		1万円以上 3万円未満		無 料			
		3万円以上		無 料	216円	324円	324円
	フ ェ ー ム バ ン キ ン グ	3万円未満		無 料	108円	216円	324円
3万円以上		無 料	216円	324円	432円		
法 人 J A ネ ッ ト バ ン ク	一 般	3万円未満	無 料	108円	108円	216円	
		3万円以上	無 料	216円	216円	324円	
	総 合	3万円未満	無 料	108円	108円	216円	
		3万円以上	無 料	216円	216円	324円	
	給 与 ・ 賞 与	3万円未満	無 料	108円	108円	216円	
		3万円以上	無 料	108円	108円	216円	
代 金 取 立 手 数 料	普 通 扱 い	1通につき	648円				
	至 急 扱 い	1通につき	864円				

(注) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

## その他の諸手数料

(令和元年6月末現在)

項 目	金 額		
ICキャッシュカード発行・更新手数料	1 枚 に つ き 無 料		
再発行手数料	1 件 に つ き 1,080円		
自己宛小切手発行手数料	1 枚 に つ き 540円		
残高証明書発行手数料	1 通 に つ き 432円		
円貨両替手数料(窓口扱い)	100枚まで	無 料	
	101枚~500枚	324円	
	501枚~1,000枚	432円	
	1,001枚以上	648円	
住 宅 ロ ー ン	新 規 実 行	10,800円	
	条 件 変 更 ( 金 利 条 件 を 含 む )	1,080円	
	全 額 繰 上 還 償	実 行 後 3年 未 満	3,240円
		実 行 後 3年 ~ 7年 未 満	2,160円
		実 行 後 7年 以 上	1,080円
一 部 繰 上 還 償	窓 口 J A ネ ッ ト バ ン ク	3,240円 無 料	
そ の 他 ロ ー ン	新 規 実 行	1,080円	
法 人 J A ネ ッ ト バ ン ク	基 本 サ ー ビ ス ( 照 会 ・ 振 込 ) ( 1 ヲ 月 )	1,080円	
	デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス ( 1 ヲ 月 )	2,160円	
JAバンクでんさいサービス月額手数料		無 料	
JAバンクでんさいサービス記録請求等手数料	発 生 記 録 手 数 料	同 一 店 内 ・ 系 統 内	324円
		他 金 融 機 関	540円
	譲 渡 記 録 手 数 料	同 一 店 内 ・ 系 統 内	216円
		他 金 融 機 関	432円
	分 割 譲 渡 記 録 手 数 料	同 一 店 内 ・ 系 統 内	324円
		他 金 融 機 関	540円
そ の 他 記 録 手 数 料		324円	
決 済 事 務 手 数 料 ・ 通 常 開 示 請 求 手 数 料		無 料	

(注1) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

(注2) 再発行手数料は、通帳・証書・ICキャッシュカードを再発行する際の手数料です。

(注3) その他ローンの新規実行手数料にはカードローンは含まれません。

(注4) 現在、法人JAネットバンク基本サービスの月額利用料(照会・振込)は、免除しております。

(注5) でんさいサービスの利用には、法人JAネットバンクの契約が必要です。

(注6) でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で依頼する場合は、窓口代行手数料として一律1,080円をいただきます。

(注7) でんさいサービスに係るその他の手数料については、窓口までお問い合わせください。

# 当会の組織

## 沿革・歩み

1914	大正 3年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合联合会」設立
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立（貯金量7億2千万円）
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量 1千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量 5千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量 1兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為替制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量 1兆5千億円達成
1990	平成 2年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成 3年	2月	第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成 4年	4月	愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート
1994	平成 6年	3月	貯金量 2兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1995	平成 7年	11月	第4次全銀内国為替システム対応
1998	平成10年	10月	「JAバンク」の導入
1999	平成11年	4月	A T M・C Dの祝日稼働開始
		10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	JAバンクシステム導入
		5月	J A S T E Mシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング（JAネットバンク）取扱開始
2003	平成15年	11月	第5次全銀内国為替システム対応
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		4月	貯金量 2兆5千億円達成
		11月	セブン銀行とのATM提携開始
2006	平成18年	10月	I Cキャッシュカード・生体認証取扱開始
			新JAカード取扱開始
2007	平成19年	5月	A T M休日稼働の拡大並びに休日稼働時間の延長
			郵便貯金・セブン銀行A T Mでの入金取引開始
2008	平成20年	1月	JAバンク埼玉キャッシュカードの県内A T M入出金手数料の無料化開始
		7月	JAバンクキャッシュカードの全国A T M入出金手数料の無料化開始
2010	平成22年	1月	J A S T E Mシステムの更改
		4月	J Fマリンバンク・ゆうちょ銀行A T Mの出金手数料無料化開始
2011	平成23年	11月	第6次全銀内国為替システム対応
2012	平成24年	10月	県内JAの窓口事務の統一を開始
2013	平成25年	11月	コンビニATM2社（イーネット・ローソン）とのATM提携開始
2014	平成26年	10月	法人向けインターネットバンキング（法人JAネットバンク）取扱開始
			サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定の締結
2015	平成27年	5月	JAバンクでんさいサービス取扱開始
		12月	貯金量 3兆円達成
2016	平成28年	1月	M I C S提携時間拡大に伴うA T M休日稼働時間の拡大
		12月	J A S T E M-A T Mへの移行
2018	平成30年	1月	J A S T E Mシステムの更改
2019	平成31年	3月	F i n T e c h企業（マネーフォワード社）と連携したアプリの提供開始

## 当会の組織

### 会 員 数

(単位：会員)

資 格 別	30年3月末	31年3月末
正 会 員	24	24
准 会 員	33	32
合 計	57	56

### 役 員

(令和元年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	若 林 龍 司	代表理事理事長	松 本 俊 一
経営管理委員	坂 本 富 雄	代表理事専務	土 橋 正 佳
経営管理委員	山 崎 昇 一	常務理事	高 荷 秀 行
経営管理委員	大 木 清 志	常務理事	貝 野 勝
経営管理委員	千 野 寿 政	代表監事	石 澤 清 治
経営管理委員	青 葉 正 明	監 事	染 谷 朝 授
経営管理委員	金 井 幹 雄	監 事	糸 部 喜 夫
経営管理委員	吉 田 公 一	常勤監事	田 中 利 明
経営管理委員	中 野 榮 一	員外監事	平 田 稔
経営管理委員	根 岸 信 一 郎		

### 職 員 数

(単位：人)

区 分	30年3月末	31年3月末
男 子 職 員	136	132
女 子 職 員	51	51
合 計	187	183

(注) 嘱託職員を含んでいます。

経 営

業 務 内 容

当 会 の 組 織

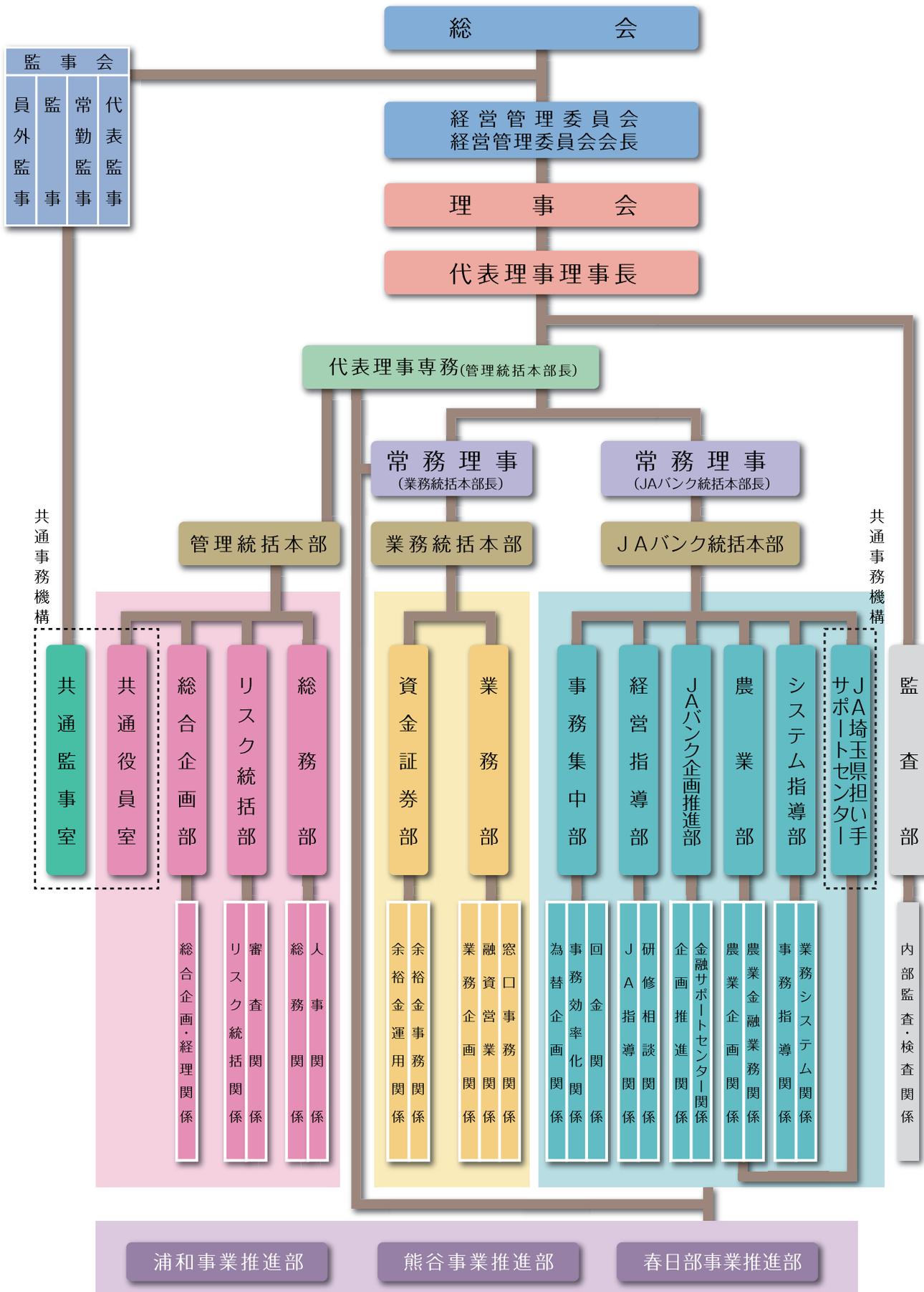
資 料 編

グ ル ー プ 情 報

索 引

機 構

(令和元年6月末現在)



経 営

業 務 内 容

当 会 の 組 織

資 料 編

グ ル ー プ 情 報

索 引

## 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

## 店舗等一覧

### ■ 営業店舗

(令和元年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

### ■ 推進拠点

(令和元年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番号
浦和事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

## ATM 設置台数・取扱時間・利用手数料

### ■ ATMの設置台数

(令和元年6月末現在)

区 分	店 舗 内	店 舗 外	計
J A	298台	66台	364台
信 連	2台	1台	3台

### ■ ATMの取扱時間

(令和元年6月末現在)

取 扱 日	開始時間	終了時間	備 考
平 日 土 曜 日 日 曜 日 祝 日	8:00	21:00	○ATMにより取扱日・取扱時間が異なる場合があります。

### ■ ATMの利用手数料

(令和元年6月末現在)

ご利用時間帯	当社のキャッシュカード		県内JAのキャッシュカード		県外JAのキャッシュカード		他金融機関のキャッシュカード	
	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ
平 日	8:45まで	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	216円	お取り扱いきません
	8:45～18:00						108円	
	18:00以降						216円	
土曜日	9:00まで						216円	
	9:00～14:00						108円	
	14:00以降						216円	
日曜日・祝日	終 日						216円	

(注1) 1月2日及び12月31日は、日曜日・祝日扱いとなります。

(注2) 他金融機関のキャッシュカードには、J F マリンバンク・M I C S 提携金融機関及びゆうちょ銀行のキャッシュカードが含まれます。

なお、J F マリンバンクのキャッシュカードでは終日お引出しが無料でご利用いただけます。

また、三菱UFJ銀行のキャッシュカードでのお引出しは、平日8時45分～18時までは無料、平日時間外及び土曜・日曜日等の休日は108円ご利用いただけます。

(注3) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

## 資料編

## 資料編－1

<b>財務諸表</b>	<b>37</b>
貸借対照表	37
損益計算書	38
キャッシュ・フロー計算書	39
経費の内訳	40
剰余金処分計算書	40
注記表	41
確認書	48
<b>貯金</b>	<b>49</b>
科目別貯金平均残高	49
定期貯金残高	49
<b>貸出金</b>	<b>50</b>
科目別貸出金平均残高	50
貸出金の金利条件別内訳残高	50
貸出金の担保別内訳残高	50
債務保証の担保別内訳残高	50
貸出金の使途別内訳残高	51
貸付率・貯証率	51
貸出金の業種別残高	51
主要な農業関係の貸出金残高	52
受託貸付金の残高	52
リスク管理債権及び金融再生法開示債権	53
貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額	54
貸出金償却の額	54
<b>有価証券</b>	<b>55</b>
種類別有価証券平均残高	55
商品有価証券種類別平均残高	55
有価証券残存期間別残高	55
有価証券の時価情報等	56
<b>為替業務・その他業務</b>	<b>58</b>
内国為替の取扱実績	58
国債等公共債の窓口販売実績	58
公共債の引受額	58
<b>主要な経営指標等</b>	<b>59</b>
最近5年間の主要な経営指標	59
受取・支払利息の増減額	60
利益率	60
利益総括表	60
資金運用収支の内訳	61
一職員あたりの貯金・貸出金残高	61
役員等の報酬体系	62

## 資料編－2

<b>自己資本の状況</b>	<b>63</b>
自己資本比率の状況	63
経営の健全性の確保と自己資本の充実	63
自己資本の構成	64
自己資本の充実度に関する事項	66
<b>信用リスクに関する事項</b>	<b>68</b>
リスク管理の方針及び手続の概要	68
標準的手法に関する事項	68
信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	69
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	70
信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高	71
<b>信用リスク削減手法に関する事項</b>	<b>72</b>
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	72
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	73
<b>派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項</b>	<b>74</b>
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	74
派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳	74
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	75
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	75
<b>証券化エクスポージャーに関する事項</b>	<b>76</b>
リスク管理の方針及びリスク特性の概要	76
体制の整備及びその運用状況の概要	76
信用リスク・アセットの額算出方法の名称	76
証券化取引に関する会計方針	76
証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	76
内部評価方式の概要	76
当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	77
当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	77
<b>オペレーショナル・リスクに関する事項</b>	<b>79</b>
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	79
<b>出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項</b>	<b>79</b>
出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	79
出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	80
出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	80
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	80
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	80
<b>リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項</b>	<b>81</b>
信用リスク・アセット算出に係るリスク・ウェイトのみなし計算について	81
<b>金利リスクに関する事項</b>	<b>82</b>
リスク管理の方針及び手続の概要	82
金利リスクの算定手法の概要	82

## 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	29年度 (平成30年3月31日)	30年度 (平成31年3月31日)	科 目	29年度 (平成30年3月31日)	30年度 (平成31年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,668	4,021	貯金	3,236,591	3,291,878
預け金	2,405,469	2,337,530	当座貯金	9,228	11,927
系統預け金	2,404,055	2,335,867	普通貯金	5,196	4,423
系統外預け金	1,414	1,662	貯蓄貯金	3	0
金銭の信託	60,277	98,757	通知貯金	800	2,500
有価証券	659,636	691,455	別段貯金	627	3,850
国債	330,785	319,322	定期貯金	3,220,713	3,269,157
地方債	34,112	36,046	定期積金	21	19
政府保証債	61,842	42,770	借用金	84,522	148,500
社債	52,500	51,299	代理業務勘定	0	0
外国証券	37,800	59,982	その他負債	2,903	3,181
株式	12,286	12,242	未払法人税等	674	1,086
受益証券	130,308	169,792	貯金利息諸税その他	40	30
貸出金	270,883	366,904	従業員預り金	227	234
手形貸付	517	484	仮受金	1	2
証書貸付	165,866	229,324	その他の負債	1	6
当座貸越	5,558	5,214	未払費用	1,877	1,809
金融機関貸付	98,941	131,879	前受収益	1	1
その他資産	3,494	3,501	未決済為替借	78	8
従業員貸付金	139	112	諸引当金	7,811	8,266
差入保証金	1	1	相互援助積立金	5,365	5,795
仮払金	4	4	賞与引当金	94	92
その他の資産	909	903	退職給付引当金	2,327	2,346
未収収益	2,416	2,455	役員退職慰労引当金	24	32
前払費用	5	4	繰延税金負債	4,460	4,883
未決済為替貸	18	20	債務保証	896	1,065
有形固定資産	6,217	6,133	負債の部合計	3,337,187	3,457,776
建物	1,498	1,417	(純資産の部)		
土地	4,607	4,607	出資金	139,445	139,440
その他の有形固定資産	110	108	(うち後配出資金)	(82,850)	(82,850)
無形固定資産	40	29	利益剰余金	55,014	56,426
ソフトウェア	34	22	利益準備金	13,880	14,780
その他の無形固定資産	6	6	その他利益剰余金	41,134	41,646
外部出資	131,781	162,168	特別積立金	26,000	26,000
系統出資	128,704	159,091	当期末処分剰余金	15,134	15,646
系統外出資	2,999	2,999	(うち当期剰余金)	4,150	3,917
子会社等出資	78	78	会員資本合計	194,459	195,867
債務保証見返	896	1,065	その他有価証券評価差額金	9,380	16,228
貸倒引当金	△1,339	△1,696	評価・換算差額等合計	9,380	16,228
			純資産の部合計	203,839	212,095
資産の部合計	3,541,026	3,669,871	負債及び純資産の部合計	3,541,026	3,669,871

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	29年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	30年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
経常収益	28,046	28,155
資金運用収益	25,491	24,931
貸出金利	3,812	3,917
預け金利	333	248
有価証券利息配当金	7,523	6,548
その他の受取利息	13,821	14,217
(うち受取奨励金)	12,343	12,718
(うち受取特別配当金)	1,475	1,496
役員取引等収益	207	216
受入為替手数料	105	109
その他の受入手数料	101	107
その他の事業収益	499	643
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	-	143
その他の事業収益	499	498
その他の経常収益	1,847	2,364
償却債権取立益	24	32
株式等売却益	1,070	393
金銭の信託運用益	520	1,747
その他の経常収益	231	190
経常費用	22,611	22,993
資金調達費用	17,884	18,517
貯借金利息	338	351
借用金利息	312	308
その他の支払利息	17,233	17,856
(うち支払奨励金)	17,232	17,855
役員取引等費用	89	147
支払為替手数料	56	60
その他の支払手数料	33	86
その他の役員取引等費用	0	0
その他の事業費用	487	0
支払助成金	0	0
国債等債券償還	487	-
経費	3,610	3,506
人件費	1,611	1,553
物件費	1,878	1,835
税	120	118
その他の経常費用	538	822
貸倒引当金繰入額	84	359
相互援助積立金繰入額	417	430
株式等売却損	-	27
金銭の信託運用損	11	-
その他の経常費用	26	6
経常利益	5,435	5,161
特別損失	0	3
固定資産処分	0	3
税引前当期利益	5,434	5,157
法人税、住民税及び事業税	1,118	1,694
法人税等調整額	165	△454
法人税等合計	1,283	1,240
当期剰余金	4,150	3,917
当期首繰越剰余金	10,983	11,729
当期末処分剰余金	15,134	15,646

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	29年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	30年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	5,434	5,157
減価償却費	147	134
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	84	357
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 221	18
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	404	436
資金運用収益	△ 25,491	△ 24,931
資金調達費用	17,884	18,517
有価証券関係損益 (△は益)	△ 614	△ 539
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 509	△ 1,747
貸出金の純増 (△) 減	△ 44,194	△ 96,020
預け金の純増 (△) 減	△ 82,000	55,100
貯金の純増減 (△)	152,162	55,286
借入金の純増減 (△)	33,987	63,978
事業分量配当金の支払額	△ 881	△ 827
その他	△ 91	△ 264
資金運用による収入	26,069	26,830
資金調達による支出	△ 17,966	△ 18,542
小 計	64,204	82,944
法人税等の支払額	△ 826	△ 1,281
事業活動によるキャッシュ・フロー	63,378	81,662
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 75,534	△ 107,009
有価証券の売却による収入	3,175	35,915
有価証券の償還による収入	64,465	44,257
金銭の信託の増加による支出	△ 63,000	△ 36,000
金銭の信託の減少による収入	4,988	800
固定資産の取得による支出	△ 89	△ 43
外部出資による支出	-	△ 30,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,994	△ 92,466
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の減少による支出	-	△ 4
出資配当金の支払額	△ 1,543	△ 1,677
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,543	△ 1,682
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 4,160	△ 12,486
5 現金及び現金同等物の期首残高	66,993	62,833
6 現金及び現金同等物の当期末残高	62,833	50,347

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

## 経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	29年度	30年度
人 件 費	1,611	1,553
役 員 報 酬	73	73
給 料 手 当	1,125	1,081
うち賞与引当金繰入額	94	92
福 利 厚 生 費	256	247
退 職 給 付 費 用	145	142
役 員 退 職 慰 労 金	3	—
役員退職慰労引当金繰入額	7	7
物 件 費	1,878	1,835
事 業 推 進 費	541	462
債 権 管 理 費	1	1
旅 費 交 通 費	17	15
業 務 費	495	505
負 担 金	319	332
施 設 費	488	498
雑 費	14	19
税 金	120	118
経 費 合 計	3,610	3,506

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	29年度	30年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	15,134	15,646
2 剰 余 金 処 分 額	3,404	3,182
(1) 利 益 準 備 金	900	800
(2) 任 意 積 立 金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	1,677	1,677
普通出資に対する配当金	848	848
後配出資に対する配当金	828	828
(4) 事業の利用分量に対する配当金	827	704
3 次 期 繰 越 剰 余 金	11,729	12,464

(注1) 平成29年度の普通出資に対する配当率は1.5%、後配出資に対する配当率は年1.0%です。  
平成30年度の普通出資に対する配当率は1.5%、後配出資に対する配当率は年1.0%です。

(注2) 事業の利用分量に対する配当金の基準は、次のとおりです。

平成29年度

定期貯金 ( 定期貯金担保貸出金相当額及び中途 ) 年間平均残高に対し年0.027%  
解約定期貯金を除くネット貯金

平成30年度

定期貯金 ( 定期貯金担保貸出金相当額及び中途 ) 年間平均残高に対し年0.0222%  
解約定期貯金を除くネット貯金

## 注記表

区 分	平成29年度 (自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日～至平成31年3月31日)								
1. 重要な会計方針に関する事項	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>① 売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>④ その他有価証券 ・時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの 原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>建 物</td> <td>17年～ 50年</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>3年～ 15年</td> </tr> </table> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(7) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,218百万円です。</p>	建 物	17年～ 50年	そ の 他	3年～ 15年	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>① 売買目的有価証券……時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法 (売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>④ その他有価証券 ・時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの 原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>建 物</td> <td>17年～ 50年</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>3年～ 15年</td> </tr> </table> <p>(5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(7) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は945百万円です。</p>	建 物	17年～ 50年	そ の 他	3年～ 15年
建 物	17年～ 50年									
そ の 他	3年～ 15年									
建 物	17年～ 50年									
そ の 他	3年～ 15年									



区 分	平成29年度 (自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日～至平成31年3月31日)																
	<p>(1) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は594百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(2) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,762百万円です。</p> <p>(3) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,769百万円が含まれています。</p> <p>(4) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれています。</p>	<p>(1) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は600百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(2) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,461百万円です。</p> <p>(3) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金57,382百万円が含まれています。</p> <p>(4) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれています。</p>																
3. 損益計算書に関する事項	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>136百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>136百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円	うち事業取引高	67百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	136百万円	うち事業取引高	136百万円	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>143百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>143百万円</td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	68百万円	うち事業取引高	68百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	143百万円	うち事業取引高	143百万円
(1) 子会社等との取引による収益総額	67百万円																	
うち事業取引高	67百万円																	
(2) 子会社等との取引による費用総額	136百万円																	
うち事業取引高	136百万円																	
(1) 子会社等との取引による収益総額	68百万円																	
うち事業取引高	68百万円																	
(2) 子会社等との取引による費用総額	143百万円																	
うち事業取引高	143百万円																	
4. 金融商品に関する事項	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当会は、埼玉県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びJA、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当年度末における貸出金のうち、17.15%は物品賃貸業に対するものであり、当該物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金、及び自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信管理は、業務部、農業部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事会等に報告しています。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当会は、埼玉県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びJA、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当年度末における貸出金のうち、18.63%は物品賃貸業に対するものであり、当該物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金、及び自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信管理は、業務部、農業部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事会等に報告しています。</p>																

区分	平成29年度 (自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日～至平成31年3月31日)																																																																																																																
	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っています。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,305百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>2,405,469</td> <td>2,404,948</td> <td>△521</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>60,277</td> <td>60,277</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  満期保有目的の債券</td> <td>156,572</td> <td>162,796</td> <td>6,223</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券</td> <td>503,063</td> <td>503,063</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>271,023</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>1,339</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>269,683</td> <td>270,917</td> <td>1,233</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>3,395,066</td> <td>3,402,002</td> <td>6,936</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>3,236,591</td> <td>3,235,886</td> <td>△705</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>84,522</td> <td>84,398</td> <td>△123</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,321,113</td> <td>3,320,284</td> <td>△829</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金139百万円を含んで表示しています。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	2,405,469	2,404,948	△521	金銭の信託				その他の金銭の信託	60,277	60,277	—	有価証券				満期保有目的の債券	156,572	162,796	6,223	その他有価証券	503,063	503,063	—	貸出金	271,023			貸倒引当金	1,339			貸倒引当金控除後	269,683	270,917	1,233	資産計	3,395,066	3,402,002	6,936	貯金	3,236,591	3,235,886	△705	借入金	84,522	84,398	△123	負債計	3,321,113	3,320,284	△829	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っています。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。</p> <p>(d) 市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,411百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>2,337,530</td> <td>2,337,625</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他の金銭の信託</td> <td>98,757</td> <td>98,757</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  満期保有目的の債券</td> <td>200,802</td> <td>209,279</td> <td>8,476</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券</td> <td>490,652</td> <td>490,652</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>367,016</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金</td> <td>1,696</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  貸倒引当金控除後</td> <td>365,320</td> <td>368,292</td> <td>2,972</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>3,493,063</td> <td>3,504,607</td> <td>11,543</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>3,291,878</td> <td>3,292,007</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>148,500</td> <td>148,500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,440,378</td> <td>3,440,507</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金112百万円を含んで表示しています。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	2,337,530	2,337,625	95	金銭の信託				その他の金銭の信託	98,757	98,757	—	有価証券				満期保有目的の債券	200,802	209,279	8,476	その他有価証券	490,652	490,652	—	貸出金	367,016			貸倒引当金	1,696			貸倒引当金控除後	365,320	368,292	2,972	資産計	3,493,063	3,504,607	11,543	貯金	3,291,878	3,292,007	128	借入金	148,500	148,500	—	負債計	3,440,378	3,440,507	128
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																															
預け金	2,405,469	2,404,948	△521																																																																																																															
金銭の信託																																																																																																																		
その他の金銭の信託	60,277	60,277	—																																																																																																															
有価証券																																																																																																																		
満期保有目的の債券	156,572	162,796	6,223																																																																																																															
その他有価証券	503,063	503,063	—																																																																																																															
貸出金	271,023																																																																																																																	
貸倒引当金	1,339																																																																																																																	
貸倒引当金控除後	269,683	270,917	1,233																																																																																																															
資産計	3,395,066	3,402,002	6,936																																																																																																															
貯金	3,236,591	3,235,886	△705																																																																																																															
借入金	84,522	84,398	△123																																																																																																															
負債計	3,321,113	3,320,284	△829																																																																																																															
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																															
預け金	2,337,530	2,337,625	95																																																																																																															
金銭の信託																																																																																																																		
その他の金銭の信託	98,757	98,757	—																																																																																																															
有価証券																																																																																																																		
満期保有目的の債券	200,802	209,279	8,476																																																																																																															
その他有価証券	490,652	490,652	—																																																																																																															
貸出金	367,016																																																																																																																	
貸倒引当金	1,696																																																																																																																	
貸倒引当金控除後	365,320	368,292	2,972																																																																																																															
資産計	3,493,063	3,504,607	11,543																																																																																																															
貯金	3,291,878	3,292,007	128																																																																																																															
借入金	148,500	148,500	—																																																																																																															
負債計	3,440,378	3,440,507	128																																																																																																															

区 分	平成29年度 (自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日～至平成31年3月31日)																																																																																																		
	<p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表計上額</p> <p>外部出資 131,781百万円 (注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。</p> <p>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 け 金</td> <td>2,405,469</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>4,033</td> <td>9,033</td> <td>18,133</td> <td>5,033</td> <td>7,133</td> <td>112,933</td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td> <td>64,090</td> <td>55,040</td> <td>28,346</td> <td>29,300</td> <td>65,830</td> <td>200,939</td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td>37,816</td> <td>39,589</td> <td>21,186</td> <td>27,689</td> <td>19,749</td> <td>124,851</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,511,409</td> <td>103,662</td> <td>67,665</td> <td>62,022</td> <td>92,713</td> <td>438,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)4,474百万円については「1年以内」に含めています。</p> <p>2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	2,405,469	-	-	-	-	-	有 価 証 券							満期保有目的の債券	4,033	9,033	18,133	5,033	7,133	112,933	その他の有価証券のうち満期があるもの	64,090	55,040	28,346	29,300	65,830	200,939	貸 出 金	37,816	39,589	21,186	27,689	19,749	124,851	合 計	2,511,409	103,662	67,665	62,022	92,713	438,724	<p>② 金融商品の時価の算定方法</p> <p><b>【資産】</b></p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。</p> <p>c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p><b>【負債】</b></p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表計上額</p> <p>外部出資 162,168百万円 (注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。</p> <p>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 け 金</td> <td>2,337,530</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td>64,225</td> <td>46,661</td> <td>34,520</td> <td>73,045</td> <td>107,656</td> <td>301,267</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>9,185</td> <td>18,315</td> <td>5,220</td> <td>7,326</td> <td>6,926</td> <td>153,814</td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td> <td>55,040</td> <td>28,346</td> <td>29,300</td> <td>65,719</td> <td>100,730</td> <td>147,453</td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td>44,229</td> <td>35,393</td> <td>48,135</td> <td>38,804</td> <td>102,783</td> <td>97,557</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,445,985</td> <td>82,055</td> <td>82,655</td> <td>111,850</td> <td>210,439</td> <td>398,824</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)3,374百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金57,382百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	2,337,530	-	-	-	-	-	有 価 証 券	64,225	46,661	34,520	73,045	107,656	301,267	満期保有目的の債券	9,185	18,315	5,220	7,326	6,926	153,814	その他の有価証券のうち満期があるもの	55,040	28,346	29,300	65,719	100,730	147,453	貸 出 金	44,229	35,393	48,135	38,804	102,783	97,557	合 計	2,445,985	82,055	82,655	111,850	210,439	398,824
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																														
預 け 金	2,405,469	-	-	-	-	-																																																																																														
有 価 証 券																																																																																																				
満期保有目的の債券	4,033	9,033	18,133	5,033	7,133	112,933																																																																																														
その他の有価証券のうち満期があるもの	64,090	55,040	28,346	29,300	65,830	200,939																																																																																														
貸 出 金	37,816	39,589	21,186	27,689	19,749	124,851																																																																																														
合 計	2,511,409	103,662	67,665	62,022	92,713	438,724																																																																																														
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																														
預 け 金	2,337,530	-	-	-	-	-																																																																																														
有 価 証 券	64,225	46,661	34,520	73,045	107,656	301,267																																																																																														
満期保有目的の債券	9,185	18,315	5,220	7,326	6,926	153,814																																																																																														
その他の有価証券のうち満期があるもの	55,040	28,346	29,300	65,719	100,730	147,453																																																																																														
貸 出 金	44,229	35,393	48,135	38,804	102,783	97,557																																																																																														
合 計	2,445,985	82,055	82,655	111,850	210,439	398,824																																																																																														

区 分	平成29年度 (自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日～至平成31年3月31日)																																																																																																																																																																																																												
	<p>⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>3,236,111</td> <td>224</td> <td>221</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借 用 金</td> <td>22</td> <td>500</td> <td>18,400</td> <td>35,600</td> <td>-</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,236,134</td> <td>724</td> <td>18,621</td> <td>35,614</td> <td>19</td> <td>30,000</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越0百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付借入金30,000百万円については、「5年超」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	3,236,111	224	221	14	19	-	借 用 金	22	500	18,400	35,600	-	30,000	合 計	3,236,134	724	18,621	35,614	19	30,000	<p>⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>3,291,332</td> <td>211</td> <td>312</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>借 用 金</td> <td>30,500</td> <td>17,700</td> <td>34,600</td> <td>65,700</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,321,833</td> <td>17,911</td> <td>34,912</td> <td>65,720</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越0百万円については「1年以内」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	3,291,332	211	312	20	1	-	借 用 金	30,500	17,700	34,600	65,700	-	-	合 計	3,321,833	17,911	34,912	65,720	1	-																																																																																																																																																				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																								
貯 金	3,236,111	224	221	14	19	-																																																																																																																																																																																																								
借 用 金	22	500	18,400	35,600	-	30,000																																																																																																																																																																																																								
合 計	3,236,134	724	18,621	35,614	19	30,000																																																																																																																																																																																																								
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																								
貯 金	3,291,332	211	312	20	1	-																																																																																																																																																																																																								
借 用 金	30,500	17,700	34,600	65,700	-	-																																																																																																																																																																																																								
合 計	3,321,833	17,911	34,912	65,720	1	-																																																																																																																																																																																																								
5. 有価証券に関する事項	<p>(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>国 債</td> <td>60,249</td> <td>64,864</td> <td>4,615</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>1,000</td> <td>1,008</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>38,500</td> <td>39,506</td> <td>1,006</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>29,800</td> <td>30,482</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>129,549</td> <td>135,861</td> <td>6,312</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>国 債</td> <td>5,023</td> <td>5,018</td> <td>△5</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>14,000</td> <td>13,934</td> <td>△65</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>8,000</td> <td>7,981</td> <td>△18</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>27,023</td> <td>26,934</td> <td>△89</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>156,572</td> <td>162,796</td> <td>6,223</td> </tr> </table> <p>② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>株 式</td> <td>11,977</td> <td>7,386</td> <td>4,590</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>265,512</td> <td>256,345</td> <td>9,166</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>33,013</td> <td>32,274</td> <td>739</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>61,842</td> <td>60,477</td> <td>1,365</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>35,474</td> <td>28,400</td> <td>7,074</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>407,819</td> <td>384,884</td> <td>22,935</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>株 式</td> <td>309</td> <td>332</td> <td>△22</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>△0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>94,834</td> <td>100,405</td> <td>△5,571</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>95,243</td> <td>100,838</td> <td>△5,594</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>503,063</td> <td>485,722</td> <td>17,341</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債6,009百万円を差し引いた金額11,331百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p>		種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	60,249	64,864	4,615	地 方 債	1,000	1,008	8	社 債	38,500	39,506	1,006	外 国 証 券	29,800	30,482	682	小 計	129,549	135,861	6,312	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	5,023	5,018	△5	社 債	14,000	13,934	△65	外 国 証 券	8,000	7,981	△18	小 計	27,023	26,934	△89	合 計	156,572	162,796	6,223		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,977	7,386	4,590	債 券				国 債	265,512	256,345	9,166	地 方 債	33,013	32,274	739	政府保証債	61,842	60,477	1,365	そ の 他	35,474	28,400	7,074	小 計	407,819	384,884	22,935	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	309	332	△22	債 券				地 方 債	99	100	△0	そ の 他	94,834	100,405	△5,571	小 計	95,243	100,838	△5,594	合 計	503,063	485,722	17,341	<p>(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>国 債</td> <td>84,031</td> <td>90,729</td> <td>6,697</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>10,591</td> <td>10,924</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td>47,699</td> <td>48,783</td> <td>1,084</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>37,000</td> <td>37,632</td> <td>632</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>179,321</td> <td>188,069</td> <td>8,747</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>社 債</td> <td>3,600</td> <td>3,588</td> <td>△11</td> </tr> <tr> <td>外 国 証 券</td> <td>17,880</td> <td>17,620</td> <td>△260</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>21,480</td> <td>21,209</td> <td>△271</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>200,802</td> <td>209,279</td> <td>8,476</td> </tr> </table> <p>② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差 額</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>株 式</td> <td>11,234</td> <td>7,154</td> <td>4,079</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td>235,290</td> <td>227,265</td> <td>8,024</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>25,454</td> <td>24,985</td> <td>469</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>42,770</td> <td>41,990</td> <td>779</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>5,102</td> <td>5,000</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>108,475</td> <td>99,036</td> <td>9,439</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>428,327</td> <td>405,432</td> <td>22,895</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>株 式</td> <td>1,007</td> <td>1,078</td> <td>△70</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>61,316</td> <td>62,348</td> <td>△1,032</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>62,324</td> <td>63,427</td> <td>△1,102</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>490,652</td> <td>468,859</td> <td>21,792</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債5,934百万円を差し引いた金額15,858百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p>		種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	84,031	90,729	6,697	地 方 債	10,591	10,924	333	社 債	47,699	48,783	1,084	外 国 証 券	37,000	37,632	632	小 計	179,321	188,069	8,747	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,600	3,588	△11	外 国 証 券	17,880	17,620	△260	小 計	21,480	21,209	△271	合 計	200,802	209,279	8,476		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,234	7,154	4,079	債 券				国 債	235,290	227,265	8,024	地 方 債	25,454	24,985	469	政府保証債	42,770	41,990	779	外国証券	5,102	5,000	102	そ の 他	108,475	99,036	9,439	小 計	428,327	405,432	22,895	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,007	1,078	△70	そ の 他	61,316	62,348	△1,032	小 計	62,324	63,427	△1,102	合 計	490,652	468,859	21,792
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																										
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	60,249	64,864	4,615																																																																																																																																																																																																										
	地 方 債	1,000	1,008	8																																																																																																																																																																																																										
	社 債	38,500	39,506	1,006																																																																																																																																																																																																										
	外 国 証 券	29,800	30,482	682																																																																																																																																																																																																										
	小 計	129,549	135,861	6,312																																																																																																																																																																																																										
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	5,023	5,018	△5																																																																																																																																																																																																										
	社 債	14,000	13,934	△65																																																																																																																																																																																																										
	外 国 証 券	8,000	7,981	△18																																																																																																																																																																																																										
	小 計	27,023	26,934	△89																																																																																																																																																																																																										
合 計	156,572	162,796	6,223																																																																																																																																																																																																											
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																																																																																																																																																																										
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,977	7,386	4,590																																																																																																																																																																																																										
	債 券																																																																																																																																																																																																													
	国 債	265,512	256,345	9,166																																																																																																																																																																																																										
	地 方 債	33,013	32,274	739																																																																																																																																																																																																										
	政府保証債	61,842	60,477	1,365																																																																																																																																																																																																										
	そ の 他	35,474	28,400	7,074																																																																																																																																																																																																										
小 計	407,819	384,884	22,935																																																																																																																																																																																																											
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	309	332	△22																																																																																																																																																																																																										
	債 券																																																																																																																																																																																																													
	地 方 債	99	100	△0																																																																																																																																																																																																										
	そ の 他	94,834	100,405	△5,571																																																																																																																																																																																																										
小 計	95,243	100,838	△5,594																																																																																																																																																																																																											
合 計	503,063	485,722	17,341																																																																																																																																																																																																											
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																										
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	84,031	90,729	6,697																																																																																																																																																																																																										
	地 方 債	10,591	10,924	333																																																																																																																																																																																																										
	社 債	47,699	48,783	1,084																																																																																																																																																																																																										
	外 国 証 券	37,000	37,632	632																																																																																																																																																																																																										
	小 計	179,321	188,069	8,747																																																																																																																																																																																																										
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,600	3,588	△11																																																																																																																																																																																																										
	外 国 証 券	17,880	17,620	△260																																																																																																																																																																																																										
	小 計	21,480	21,209	△271																																																																																																																																																																																																										
合 計	200,802	209,279	8,476																																																																																																																																																																																																											
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																																																																																																																																																																										
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,234	7,154	4,079																																																																																																																																																																																																										
	債 券																																																																																																																																																																																																													
	国 債	235,290	227,265	8,024																																																																																																																																																																																																										
	地 方 債	25,454	24,985	469																																																																																																																																																																																																										
	政府保証債	42,770	41,990	779																																																																																																																																																																																																										
	外国証券	5,102	5,000	102																																																																																																																																																																																																										
そ の 他	108,475	99,036	9,439																																																																																																																																																																																																											
小 計	428,327	405,432	22,895																																																																																																																																																																																																											
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,007	1,078	△70																																																																																																																																																																																																										
	そ の 他	61,316	62,348	△1,032																																																																																																																																																																																																										
	小 計	62,324	63,427	△1,102																																																																																																																																																																																																										
合 計	490,652	468,859	21,792																																																																																																																																																																																																											
	<p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> <tr> <td>株 式</td> <td>1,218百万円</td> <td>766百万円</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,616</td> <td>303</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,835</td> <td>1,070</td> <td>-</td> </tr> </table>		売却額	売却益	売却損	株 式	1,218百万円	766百万円	-百万円	債 券	-	-	-	その他	1,616	303	-	合 計	2,835	1,070	-	<p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> <tr> <td>株 式</td> <td>307百万円</td> <td>72百万円</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>債 券</td> <td>33,140</td> <td>143</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,141</td> <td>321</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>35,589</td> <td>537</td> <td>27</td> </tr> </table>		売却額	売却益	売却損	株 式	307百万円	72百万円	27百万円	債 券	33,140	143	-	その他	2,141	321	-	合 計	35,589	537	27																																																																																																																																																																				
	売却額	売却益	売却損																																																																																																																																																																																																											
株 式	1,218百万円	766百万円	-百万円																																																																																																																																																																																																											
債 券	-	-	-																																																																																																																																																																																																											
その他	1,616	303	-																																																																																																																																																																																																											
合 計	2,835	1,070	-																																																																																																																																																																																																											
	売却額	売却益	売却損																																																																																																																																																																																																											
株 式	307百万円	72百万円	27百万円																																																																																																																																																																																																											
債 券	33,140	143	-																																																																																																																																																																																																											
その他	2,141	321	-																																																																																																																																																																																																											
合 計	35,589	537	27																																																																																																																																																																																																											
6. 金銭の信託に関する事項	<p>(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>① その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>60,277百万円</td> <td>62,999百万円</td> <td>△2,722百万円</td> <td>81百万円</td> <td>△2,804百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債22百万円を差し引いた金額(繰延税金資産774百万円を加えた金額)△1,971百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	60,277百万円	62,999百万円	△2,722百万円	81百万円	△2,804百万円	<p>(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>① その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>98,757百万円</td> <td>98,199百万円</td> <td>557百万円</td> <td>1,093百万円</td> <td>535百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債278百万円を差し引いた金額(繰延税金資産75百万円を加えた金額)355百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	98,757百万円	98,199百万円	557百万円	1,093百万円	535百万円																																																																																																																																																																																				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																																																																																																																																																																																									
その他の金銭の信託	60,277百万円	62,999百万円	△2,722百万円	81百万円	△2,804百万円																																																																																																																																																																																																									
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																																																																																																																																																																																									
その他の金銭の信託	98,757百万円	98,199百万円	557百万円	1,093百万円	535百万円																																																																																																																																																																																																									

区分	平成29年度 (自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日～至平成31年3月31日)																																																																																																										
7. 退職給付に関する事項	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>2,549百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>146百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△368百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>2,327百万円</td> </tr> </table> <p>b 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>145百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、18百万円となっています。 また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、234百万円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	2,549百万円	退職給付費用	146百万円	退職給付の支払額	△368百万円	期末における退職給付引当金	2,327百万円	簡便法で計算した退職給付費用	145百万円	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>2,327百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>143百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△124百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>2,346百万円</td> </tr> </table> <p>b 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>142百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。 また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、214百万円となっています。</p>	期首における退職給付引当金	2,327百万円	退職給付費用	143百万円	退職給付の支払額	△124百万円	期末における退職給付引当金	2,346百万円	簡便法で計算した退職給付費用	142百万円																																																																																						
期首における退職給付引当金	2,549百万円																																																																																																											
退職給付費用	146百万円																																																																																																											
退職給付の支払額	△368百万円																																																																																																											
期末における退職給付引当金	2,327百万円																																																																																																											
簡便法で計算した退職給付費用	145百万円																																																																																																											
期首における退職給付引当金	2,327百万円																																																																																																											
退職給付費用	143百万円																																																																																																											
退職給付の支払額	△124百万円																																																																																																											
期末における退職給付引当金	2,346百万円																																																																																																											
簡便法で計算した退職給付費用	142百万円																																																																																																											
8. 税効果会計に関する事項	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>1,480百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額</td> <td>778百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>642百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>394百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,479百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,893百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>1,585百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△6,043百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△2百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△6,046百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△4,460百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△1.82%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>1.83%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△4.20%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0.20%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>23.62%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		相互援助積立金超過額	1,480百万円	その他有価証券評価差額	778百万円	退職給付引当金超過額	642百万円	貸倒引当金超過額	394百万円	未払事業税	68百万円	減価償却超過額	57百万円	賞与引当金超過額	26百万円	有価証券有税償却額	11百万円	その他	19百万円	繰延税金資産小計	3,479百万円	評価性引当額	△1,893百万円	繰延税金資産合計(A)	1,585百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△6,043百万円	その他	△2百万円	繰延税金負債合計(B)	△6,046百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,460百万円	法定実効税率 (調整)	27.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.82%	住民税均等割等	0.08%	評価性引当額の増減	1.83%	事業分量配当金	△4.20%	その他	△0.20%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.62%	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>1,599百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>647百万円</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金未払金</td> <td>404百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>383百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>104百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,334百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△1,995百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>1,339百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△6,220百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△2百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△6,222百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△4,883百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.24%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△2.04%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△3.77%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0.04%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>24.04%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		相互援助積立金超過額	1,599百万円	退職給付引当金超過額	647百万円	支払奨励金未払金	404百万円	貸倒引当金超過額	383百万円	未払事業税	104百万円	その他有価証券評価差額	77百万円	減価償却超過額	54百万円	賞与引当金超過額	25百万円	有価証券有税償却額	17百万円	その他	19百万円	繰延税金資産小計	3,334百万円	評価性引当額	△1,995百万円	繰延税金資産合計(A)	1,339百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△6,220百万円	その他	△2百万円	繰延税金負債合計(B)	△6,222百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,883百万円	法定実効税率 (調整)	27.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.04%	住民税均等割等	0.08%	評価性引当額の増減	1.97%	事業分量配当金	△3.77%	その他	△0.04%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.04%
繰延税金資産																																																																																																												
相互援助積立金超過額	1,480百万円																																																																																																											
その他有価証券評価差額	778百万円																																																																																																											
退職給付引当金超過額	642百万円																																																																																																											
貸倒引当金超過額	394百万円																																																																																																											
未払事業税	68百万円																																																																																																											
減価償却超過額	57百万円																																																																																																											
賞与引当金超過額	26百万円																																																																																																											
有価証券有税償却額	11百万円																																																																																																											
その他	19百万円																																																																																																											
繰延税金資産小計	3,479百万円																																																																																																											
評価性引当額	△1,893百万円																																																																																																											
繰延税金資産合計(A)	1,585百万円																																																																																																											
繰延税金負債																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	△6,043百万円																																																																																																											
その他	△2百万円																																																																																																											
繰延税金負債合計(B)	△6,046百万円																																																																																																											
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,460百万円																																																																																																											
法定実効税率 (調整)	27.6%																																																																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%																																																																																																											
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.82%																																																																																																											
住民税均等割等	0.08%																																																																																																											
評価性引当額の増減	1.83%																																																																																																											
事業分量配当金	△4.20%																																																																																																											
その他	△0.20%																																																																																																											
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.62%																																																																																																											
繰延税金資産																																																																																																												
相互援助積立金超過額	1,599百万円																																																																																																											
退職給付引当金超過額	647百万円																																																																																																											
支払奨励金未払金	404百万円																																																																																																											
貸倒引当金超過額	383百万円																																																																																																											
未払事業税	104百万円																																																																																																											
その他有価証券評価差額	77百万円																																																																																																											
減価償却超過額	54百万円																																																																																																											
賞与引当金超過額	25百万円																																																																																																											
有価証券有税償却額	17百万円																																																																																																											
その他	19百万円																																																																																																											
繰延税金資産小計	3,334百万円																																																																																																											
評価性引当額	△1,995百万円																																																																																																											
繰延税金資産合計(A)	1,339百万円																																																																																																											
繰延税金負債																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	△6,220百万円																																																																																																											
その他	△2百万円																																																																																																											
繰延税金負債合計(B)	△6,222百万円																																																																																																											
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,883百万円																																																																																																											
法定実効税率 (調整)	27.6%																																																																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24%																																																																																																											
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.04%																																																																																																											
住民税均等割等	0.08%																																																																																																											
評価性引当額の増減	1.97%																																																																																																											
事業分量配当金	△3.77%																																																																																																											
その他	△0.04%																																																																																																											
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.04%																																																																																																											
9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。</p>																																																																																																										

## 確認書

1. 私は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年7月1日

埼玉県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 松本俊一

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

## 貯 金

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

種 類	29年度	30年度	増 減
流 動 性 貯 金	31,199 ( 1.0)	28,369 ( 0.9)	△ 2,829
定 期 性 貯 金	3,170,462 ( 99.0)	3,290,992 ( 99.1)	120,529
そ の 他 の 貯 金	1,119 ( 0.0)	1,304 ( 0.0)	184
小 計	3,202,782 ( 100.0)	3,320,666 ( 100.0)	117,884
譲 渡 性 貯 金	－ ( －)	－ ( －)	－
合 計	3,202,782 ( 100.0)	3,320,666 ( 100.0)	117,884

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) ( ) 内は構成比です。

## 定期貯金残高

(単位：百万円, %)

	29年度	30年度	増 減
定 期 貯 金	3,220,713 ( 100.0)	3,269,157 ( 100.0)	48,444
うち 固 定 金 利 定 期	3,220,713 ( 100.0)	3,269,157 ( 100.0)	48,444
うち 変 動 金 利 定 期	－ ( －)	－ ( －)	－

(注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) ( ) 内は構成比です。

## 貸 出 金

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
手形貸付	450	423	△26
証書貸付	239,545	306,673	67,128
当座貸越	1,736	2,150	413
合 計	241,732	309,248	67,515

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

種 類	29年度	30年度	増 減
固定金利貸出	144,873 ( 53.5)	234,223 ( 63.8)	89,350
変動金利貸出	126,010 ( 46.5)	132,680 ( 36.2)	6,670
合 計	270,883 (100.0)	366,904 (100.0)	96,020

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
担 保 計	3,311	4,916	1,604
貯金・定期積金等	108	183	75
有価証券	1,788	2,881	1,092
動 産	-	-	-
不 動 産	1,076	1,491	414
その他担保物	338	360	21
保 証 計	756	751	△4
農業信用基金協会保証	77	72	△5
その他保証	678	679	0
信 用	266,815	361,236	94,420
合 計	270,883	366,904	96,020

## 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
担 保 計	896	1,065	168
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	776	968	192
その他保証	120	96	△23
信 用	-	-	-
合 計	896	1,065	168

(注) その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円, %)

種	類	29年度	30年度	増 減
設	備 資 金	4,745 ( 1.8)	5,446 ( 1.5)	701
運	転 資 金	266,138 ( 98.2)	361,457 ( 98.5)	95,318
合	計	270,883 (100.0)	366,904 (100.0)	96,020

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		29年度	30年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.3	11.1	2.7
	期 中 平 均	7.5	9.3	1.7
貯 証 率	期 末	19.8	20.3	0.4
	期 中 平 均	19.8	19.8	0.0

(注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100

(注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100

(注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100

(注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## 貸出金の業種別残高

(単位：百万円, %)

種	類	29年度	30年度	増 減
農	業	82 ( 0.0)	132 ( 0.0)	50
林	業	— ( —)	— ( —)	—
水	産 業	— ( —)	— ( —)	—
製	造 業	26,803 ( 9.8)	39,322 ( 10.7)	12,518
鋳	業	— ( —)	— ( —)	—
建	設 業	2,735 ( 1.0)	3,219 ( 0.8)	483
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		2,000 ( 0.7)	2,290 ( 0.6)	290
運 輸 ・ 通 信 業		11,404 ( 4.2)	24,110 ( 6.5)	12,705
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		4,502 ( 1.6)	10,054 ( 2.7)	5,552
金 融 ・ 保 険 業		127,630 ( 47.1)	164,313 ( 44.7)	36,682
不 動 産 業		10,878 ( 4.0)	11,165 ( 3.0)	287
サ ー ビ ス 業		47,700 ( 17.6)	69,946 ( 19.0)	22,246
地 方 公 共 団 体		37,016 ( 13.6)	42,250 ( 11.5)	5,234
そ の 他		129 ( 0.0)	97 ( 0.0)	△32
合	計	270,883 (100.0)	366,904 (100.0)	96,020

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

### 【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
農 業	1,196	2,062	866
穀 作	20	—	△ 20
野 菜 ・ 園 芸	15	10	△ 5
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	17	17
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	44	103	58
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	1,115	1,931	815
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	1,196	2,062	866

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者、農業関連事業を行う法人等が含まれています。

(注3) 「農業関連団体等」には、JAや全国農業組合連合会とその子会社等が含まれています。

### 【資金種類別】

#### ○貸出金

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,196	2,062	866
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	1,196	2,062	866

(注1) プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

#### ○受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	5,492	6,418	926
そ の 他	—	—	—
合 計	5,492	6,418	926

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)に係る資金をいいます。

## 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	29年度	30年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫			
農 林 水 産 事 業	5,492	6,418	926
国 民 生 活 事 業	80	63	△17
住 宅 金 融 支 援 機 構	6,350	5,703	△647
福 祉 医 療 機 構	16	14	△2
合 計	11,940	12,199	259

## リスク管理債権及び金融再生法開示債権

○農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	29年度	30年度	増減
破綻先債権	—	—	—
延滞債権	594	600	5
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
リスク管理債権合計	594	600	5

(注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

(注3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

○金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	29年度	30年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16	14	△2
危険債権	596	645	48
要管理債権	—	—	—
小計	613	659	46
正常債権	271,286	367,442	96,155
開示対象債権合計	271,900	368,102	96,202

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

3月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

(注4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

### 【リスク管理債権の保全状況】

(単位：百万円, %)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保 全 率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計 (B)	
29年度					
破綻先債権	—	—	—	—	—
延滞債権	594	113	434	547	92.09
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
リスク管理債権合計 (C)	594	113	434	547	92.09
貸出金残高 (D)	270,883				
リスク管理債権比率	0.21				
30年度					
破綻先債権	—	—	—	—	—
延滞債権	600	107	454	562	93.61
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
リスク管理債権合計 (C)	600	107	454	562	93.61
貸出金残高 (D)	366,904				
リスク管理債権比率	0.16				

(注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2) 貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3) リスク管理債権比率 = (C) / (D) × 100

## 【金融再生法開示債権区分に基づく保全状況】

(単位：百万円, %)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保 全 率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合 計 (B)	
29年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16	0	16	16	100.00
危険債権	596	114	435	549	92.12
要管理債権	-	-	-	-	-
小 計 ( C )	613	114	451	566	92.33
正 常 債 権	271,286				
合 計 ( D )	271,900				
不 良 債 権 比 率	0.22				
30年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14	0	14	14	100.00
危険債権	645	119	481	600	93.04
要管理債権	-	-	-	-	-
小 計 ( C )	659	119	495	614	93.20
正 常 債 権	367,442				
合 計 ( D )	368,102				
不 良 債 権 比 率	0.17				

(注1) 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2) 貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3) 不良債権比率 = (C) / (D) × 100

## 【元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況】

該当する取引はありません。

## 貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	762	887	-	762	887	887	1,200	-	887	1,200
個別貸倒引当金	491	451	-	491	451	451	495	2	449	495
合 計	1,254	1,339	-	1,254	1,339	1,339	1,696	2	1,337	1,696
埼玉県JAバンク支援制度 相互援助積立金	4,948	417	-	-	5,365	5,365	430	-	-	5,795

(注) 期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

## 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	29年度	30年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。

平成29年度に相殺した金額はありません。

平成30年度に相殺した金額はありません。

# 有価証券

## 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
国 債	324,492	315,572	△ 8,919
地 方 債	41,682	40,779	△ 903
政 府 保 証 債	68,871	51,031	△ 17,839
金 融 債	284	—	△ 284
社 債	53,479	52,767	△ 712
株 式	7,578	7,926	348
外 国 証 券	34,966	49,800	14,834
そ の 他 の 証 券	105,065	141,980	36,915
合 計	636,420	659,858	23,437

## 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	1 0 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
29年度								
国 債	35,997	66,019	78,461	91,924	—	49,216	—	321,618
地 方 債	9,589	13,384	6,599	1,300	1,500	1,000	—	33,374
政 府 保 証 債	18,496	25,987	5,993	10,000	—	—	—	60,477
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,000	1,100	11,100	13,900	12,800	9,600	—	52,500
株 式	—	—	—	—	—	—	7,718	7,718
外 国 証 券	—	4,000	1,000	4,000	28,800	—	—	37,800
そ の 他 の 証 券	—	—	3,632	—	95,000	—	30,173	128,806
30年度								
国 債	30,999	55,023	150,395	—	—	74,878	—	311,297
地 方 債	10,225	7,081	4,552	1,452	2,379	9,884	—	35,576
政 府 保 証 債	20,997	10,992	—	10,000	—	—	—	41,990
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	5,100	12,200	14,100	7,600	12,299	—	51,299
株 式	—	—	—	—	—	—	8,232	8,232
外 国 証 券	2,000	3,000	3,600	18,500	32,780	—	—	59,880
そ の 他 の 証 券	—	—	9,632	6,000	95,000	15,000	35,752	161,385

(注) 残高については、償却原価を表示しています。

## 有価証券の時価情報等

## I 有価証券の時価情報

## 【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

## 【満期保有目的の債権】

(単位：百万円)

	種 類	29年度			30年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	60,249	64,864	4,615	84,031	90,729	6,697
	地 方 債	1,000	1,008	8	10,591	10,924	333
	社 債	38,500	39,506	1,006	47,699	48,783	1,084
	外国証券	29,800	30,482	682	37,000	37,632	632
	小 計	129,549	135,861	6,312	179,321	188,069	8,747
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	5,023	5,018	△5	—	—	—
	社 債	14,000	13,934	△65	3,600	3,588	△11
	外国証券	8,000	7,981	△18	17,880	17,620	△260
	小 計	27,023	26,934	△89	21,480	21,209	△271
合 計	156,572	162,796	6,223	200,802	209,279	8,476	

## 【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	29年度			30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	11,997	7,386	4,590	11,234	7,154	4,079
	債 券						
	国 債	265,512	256,345	9,166	235,290	227,265	8,024
	地 方 債	33,013	32,274	739	25,454	24,985	469
	政府保証債	61,842	60,477	1,365	42,770	41,990	779
	外国証券	—	—	—	5,102	5,000	102
	そ の 他						
	その他の証券	35,474	28,400	7,074	108,475	99,036	9,439
小 計	407,819	384,884	22,935	428,327	405,432	22,895	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	309	332	△22	1,007	1,078	△70
	債 券						
	地 方 債	99	100	△0	—	—	—
	そ の 他						
	その他の証券	94,834	100,405	△5,571	61,316	62,348	△1,032
小 計	95,243	100,838	△5,594	62,324	63,427	△1,102	
合 計	503,063	485,722	17,341	490,652	468,859	21,792	

## II 金銭の信託の時価情報

### 【売買目的金銭の信託】

該当する取引はありません。

### 【満期保有目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

### 【その他金銭の信託】

(単位：百万円)

	29年度					30年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他金銭の信託	60,277	62,999	△2,722	81	△2,804	98,757	98,199	557	1,093	△535

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## III デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

## 為替業務・その他業務

### 内国為替の取扱実績

(単位：件, 百万円)

種類	29年度		30年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替 (件数)	(644,492)	(4,171,495)	(651,526)	(4,188,080)
金額	1,102,253	1,451,857	1,267,974	1,493,374
代金取立為替 (件数)	(73)	(808)	(83)	(888)
金額	104	880	164	723
雑為替 (件数)	(39,179)	(27,479)	(38,525)	(27,757)
金額	70,440	45,556	68,860	43,927

### 国債等公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

### 公共債の引受額

(単位：百万円)

種類	29年度	30年度
国債	—	—
地方債	700	700
政府保証債	—	—

# 主要な経営指標等

## 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円，口，人，%)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益	27,579	28,350	27,806	28,046	28,155
経常利益	6,503	5,748	4,848	5,435	5,161
当期剰余金	4,544	3,617	4,235	4,150	3,917
出資金 (出資口数)	111,611 (11,161,159)	111,611 (11,161,159)	139,445 (13,944,519)	139,445 (13,944,519)	139,440 (13,944,039)
純資産額	180,981	182,389	209,644	203,839	212,095
総資産額	3,174,964	3,278,707	3,361,550	3,541,026	3,669,871
貯金等残高	2,916,599	3,018,693	3,084,428	3,236,591	3,291,878
貸出金残高	219,778	204,594	226,688	270,883	366,904
有価証券残高	639,270	630,096	657,500	659,636	691,455
剰余金配当金額	1,399	1,399	2,424	2,504	2,382
普通出資配当額	849	849	848	848	848
後配出資配当額	550	550	694	828	828
事業分量配当額	—	—	881	827	704
職員数	184	185	186	187	183
単体自己資本比率	22.87	21.94	21.14	19.38	16.03

(注1) 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

(注2) 職員数には、嘱託職員を含んでおります。

(注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

経営

業務内容

当会の組織

資料編 1

グループ情報

索引

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	29年度増減額	30年度増減額
受取利息	△ 192	△ 560
うち貸出金	△ 15	104
うち有価証券	501	△ 975
うち預け金	△ 678	310
うちその他	△ 0	△ 0
支払利息	△ 373	408
うち貯金・定期積金	△ 113	636
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△ 95	△ 3
うちその他	△ 0	0
差引	181	△ 969

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## 利 益 率

(単位：%)

項目	29年度	30年度	増減
総資産経常利益率	0.15	0.14	△ 0.01
純資産経常利益率	2.84	2.67	△ 0.16
総資産当期純利益率	0.11	0.10	△ 0.01
純資産当期純利益率	2.17	2.03	△ 0.13

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(注2) 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

(注3) 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(注4) 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 利 益 総 括 表

(単位：百万円，%)

項目	29年度	30年度	増減
資金運用収支	7,807	6,838	△ 969
役員取引等収支	118	69	△ 48
その他事業収支	12	642	630
事業粗利益 (事業粗利益率)	7,937 (0.24)	7,550 (0.22)	△ 387 △ 0.01
業務純益	4,202	3,730	△ 471

(注1) 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）

(注2) 役員取引等収支＝役員取引等収益－役員取引等費用

(注3) その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

(注4) 事業粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他事業収支

(注5) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円，%)

項目	29年度			30年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	3,290,685	25,491	0.77	3,410,136	24,931	0.73
うち預け金	2,412,381	14,152	0.58	2,440,900	14,463	0.59
うち有価証券	636,420	7,523	1.18	659,858	6,548	0.99
うち貸出金	241,732	3,812	1.57	309,248	3,917	1.26
資金調達勘定	3,234,709	17,684	0.54	3,352,498	18,092	0.53
うち貯金・定期積金	3,202,782	17,571	0.54	3,320,666	18,207	0.54
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	68,328	312	0.45	110,182	308	0.28
総資金利ざや	—	—	0.11	—	—	0.08

(注1) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

$$\text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））} + \text{経費} - \text{金銭の信託運用見合費用}}{\text{（貯金＋譲渡性貯金）} + \text{売現先勘定} + \text{債券貸借取引受入担保金} + \text{借入金} + \text{その他（貸付留保金、従業員預り金等）} - \text{金銭の信託運用見合額}} \times 100$$

(注2) 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 一職員あたりの貯金・貸出金残高

(単位：百万円)

項目	29年度	30年度	増減
一職員あたりの貯金残高	17,307	17,988	680
一職員あたりの貸出金残高	1,448	2,004	556

## 役員等の報酬体系

### 【役員】

#### ○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

#### ○役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注2)	
	基 本 報 酬	退 任 慰 労 金
対 象 役 員 ( 注 1 ) に 対 す る 報 酬 等	73	7

(注1) 対象役員は、経営管理委員10名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### ○対象役員の報酬等の決定等

##### □役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### □役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 【職員等】

#### ○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、平成30年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 平成30年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

### 【その他】

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## 自己資本の状況

### ◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げに努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年3月末における自己資本比率は、16.03%となりました。

### ◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後債務により調達しています。

#### 普通出資金

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		普通出資金	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		565億円（前年度565億円）	

#### 後配出資金

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		後配出資金	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		828億円（前年度828億円）	

#### 永久劣後債務

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		永久劣後債務	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		219億円（前年度263億円）	
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		あり（※）	

※ 監督当局の事前承認を得られた場合、15,006百万円については令和元年9月25日以降、14,994百万円については令和2年3月25日以降の各利払期日に、元金の全部又は一部を償還できる。

当会では、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	29年度		30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	191,954		193,485	
うち、出資金及び資本準備金の額	139,445		139,440	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	55,014		56,426	
うち、外部流出予定額 (△)	2,504		2,382	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,252		6,996	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,252		6,996	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	26,339		21,949	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	224,546		222,431	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	32	8	29	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	32	8	29	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	

(単位：百万円)

項 目	29年度		30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	32	-	29	-
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	224,514	-	222,402	-
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,141,763	-	1,372,183	-
資産（オン・バランス）項目	1,138,226	-	1,357,418	-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 95,247	-	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 95,256	-	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	8	-	-	-
オフ・バランス項目	2,890	-	14,764	-
CVA リスク相当額を8パーセントで除して得た額	645	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,210	-	15,058	-
信用リスク・アセット調整額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,157,973	-	1,387,241	-
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.38%	-	16.03%	-

(注1) 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

(注2) 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## 自己資本の充実度に関する事項

## 【信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳】

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	29年度			30年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	322,088	-	-	311,698	-	-
我が国の地方公共団体向け	69,710	-	-	77,182	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	60,675	3	0	42,101	-	-
地方三公社向け	696	0	0	632	0	0
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	2,452,748	489,688	19,587	2,468,335	493,027	19,721
法人等向け	157,064	106,756	4,270	218,492	132,701	5,308
中小企業等向け及び個人向け	203	142	5	209	148	5
抵当権付住宅ローン	12	4	0	8	3	0
不動産取得等事業向け	102	102	4	97	97	3
三月以上延滞等	3,000	3,579	143	-	-	-
信用保証協会等による保証付	139	13	0	123	12	0
出資等	11,788	11,788	471	12,302	12,302	492
他の金融機関等の 対象資本調達手段	211,846	529,615	21,184	239,526	598,815	23,952
特定項目のうち調整項目に算入 されないもの	1,548	3,872	154	1,050	2,627	105
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	304,480	123,307	4,932
うちルックスルー方式	-	-	-	304,480	123,307	4,932
うちマンドレート方式	-	-	-	-	-	-
うち蓋然性方式 250%	-	-	-	-	-	-
うち蓋然性方式 400%	-	-	-	-	-	-
うちフォールバック方式	-	-	-	-	-	-
証券化	10,750	2,150	86	28,938	5,787	231
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	/	8	0	/	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る 経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	/	95,256	3,810	/	-	-
上記以外	235,869	88,648	3,545	9,008	3,352	134
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	3,538,246	1,141,117	45,644	3,714,188	1,372,183	54,887
CVAリスク相当額 ÷ 8%	/	645	25	/	-	-
中央清算機関関連 エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	3,538,246	1,141,763	45,670	3,714,188	1,372,183	54,887
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	16,210	648	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	15,058	602
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	1,157,973	46,318	リスク・アセット等(分母)合計 a	1,387,241	55,489

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- (注5) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- (注7) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注8) オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 信用リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクの一つとして位置づけ、リスクマネジメントの基本方針等を定めて適切に管理しています。

信用リスクポートフォリオのリスク量については、リスク統括部（審査関係）が計測し、リスク統括部（リスク統括関係）が四半期毎にリスク管理委員会に報告しています。また、9月30日及び3月31日を基準日として資産の自己査定を実施し、保有する信用リスクポートフォリオの適正な分析を通じて、回収不能・価値毀損の可能性を正しく認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図っています。

与信審査については、営業部署から独立したリスク統括部（審査関係）が、個別内部格付の決定、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

#### ・一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する「将来発生が見込まれる損失」に係る貸倒引当金をいいます。

#### ・個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等について、債務者毎に算出する「予想損失額」に係る個別の貸倒引当金をいいます。

### ◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しており、資産の額、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済取引に係る与信相当額、未決済取引の約定額を規定するエクスポージャーに区分し、エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトに従い信用リスク・アセット額を算出しています。

なお、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター（R & I）	
株式会社日本格付研究所（J C R）	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）	
S & Pグローバル・レーティング（S & P）	
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）	

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャー毎の適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	29年度					30年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	3,455,251	263,171	468,784	-	-	3,320,746	363,216	440,839	-	-
国外	72,243	-	37,884	-	-	60,022	-	60,022	-	-
地域別残高計	3,527,495	263,171	506,669	-	-	3,380,769	363,216	500,862	-	-
法人	農業	1,059	1,059	-	-	1,953	1,953	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	49,408	24,461	20,231	-	-	60,138	35,772	19,331	-
	鉱業	2,610	2,610	-	-	-	3,110	3,110	-	-
	建設・不動産業	14,465	12,729	1,302	-	-	15,235	13,499	1,302	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,709	-	4,709	-	-	5,709	1,000	4,709	-
	運輸・通信業	73,192	10,179	61,846	-	-	67,298	22,779	43,302	-
	金融・保険業	2,750,281	122,917	54,915	-	-	2,740,612	163,229	76,742	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	60,362	51,480	8,121	-	-	87,796	78,913	8,121	-
	日本国政府・地方公共団体	392,596	37,054	355,541	-	-	389,643	42,290	347,352	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	678	678	-	-	-	666	666	-	-	-
その他	178,130	-	-	-	-	8,604	-	-	-	-
業種別残高計	3,527,495	263,171	506,669	-	-	3,380,769	363,216	500,862	-	-
1年以下	2,496,191	22,274	68,270	-	-	2,408,604	26,768	64,173	-	-
1年超3年以下	143,206	32,493	110,712	-	-	122,093	41,180	80,913	-	-
3年超5年以下	153,077	49,754	103,323	-	-	250,925	80,402	170,522	-	-
5年超7年以下	222,908	101,630	121,278	-	-	98,239	54,554	43,684	-	-
7年超10年以下	75,928	32,747	43,180	-	-	78,642	36,479	42,163	-	-
10年超	60,501	598	59,903	-	-	157,555	58,149	99,405	-	-
期限の定めのないもの	375,682	23,673	-	-	-	264,709	65,681	-	-	-
残存期間別残高計	3,527,495	263,171	506,669	-	-	3,380,769	363,216	500,862	-	-
平均残高計	3,327,571	240,509	523,776	-	-	3,398,161	298,944	509,950	-	-

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。

(注5) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

## 【 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 】

(単位：百万円)

	29年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	762	887		762	887	887	1,200		887	1,200
個別貸倒引当金	491	451	-	491	451	451	495	2	449	495

## 【 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 】

(単位：百万円)

		29年度						30年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他				
地域別計	国内	491	451	-	491	451		451	495	2	449	495	
	国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	計	491	451	-	491	451		451	495	2	449	495	
業種別計	農業	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	26	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	20	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	366	349	-	366	349	-	349	345	-	349	345	-
	金融・保険業	20	16	-	20	16	-	16	14	-	16	14	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	85	84	-	85	84	-	84	108	2	82	108	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	
業種別計	491	451	-	491	451	-	451	495	2	449	495	-	

(注1) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		29年度			30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	495,718	495,718	—	439,058	439,058
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	169	169	—	123	123
	20%	5,175	2,459,213	2,464,389	23,432	2,467,159	2,490,592
	35%	—	12	12	—	8	8
	50%	91,003	—	91,003	132,705	—	132,705
	75%	—	191	191	—	198	198
	100%	43,247	38,788	82,036	38,767	38,738	77,505
	150%	1,159	—	1,159	—	—	—
	200%	—	190,512	190,512	—	—	—
	250%	—	22,882	22,882	—	240,576	240,576
	その他	—	179,427	179,427	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	140,586	3,386,917	3,527,503	194,905	3,185,864	3,380,769	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

(注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

# 信用リスク削減手法に関する事項

## ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「1. 適格金融資産担保」、「2. 保証」、「3. 貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

### 1. 適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

### 2. 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

### 3. 貸出金と当会貯金の相殺

貸出金と当会貯金の相殺については、（1）取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、（2）同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、（3）当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、（4）貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

※担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	29年度			30年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	60,645	—	—	42,101	—
地方三公社向け	—	696	—	—	632	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	32	47	—	15	46	—
中小企業等向け 及び個人向け	0	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	1,840	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	1,873	61,389	—	15	42,779	—

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3) 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関しては、お客様を対象とした取引を実施していないことから当商品に関わるリスク管理の方針及び手続は管理していません。

なお、記載している情報は、当会がリスク分散投資として保有している受益証券のうち、派生商品が投資対象として組み込まれていることから内容を記載しています。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	29年度	30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

29年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	468	1,239	—	—	—	1,239
(2)金利関連取引	—	0	—	—	—	0
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	1	170	—	—	—	170
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	470	1,410	—	—	—	1,410
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	470	1,410	—	—	—	1,410

30年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(4)株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	—	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

(注1) 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

(注2) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(注3) 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

経 営

業 務 内 容

当 会 の 組 織

資 料 編 2

グ ル ー プ 情 報

索 引

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◆リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

「再証券化エクスポージャー」とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は投資家として、裏付資産の状況・パフォーマンス、投資商品に内包されるリスクや構造上の特性等を分析するとともに、信用補完措置と劣後比率の水準などの確認及び評価等を行い、併せて、外部格付に係る検証の結果の妥当性についても確認のうえ、投資を行っています。

### ◆体制の整備及びその運用状況の概要

当会では、フロント部署（資金証券部・業務部）、審査担当部署（リスク統括部審査関係）、モニタリング部署（リスク統括部リスク統括関係）が連携した体制のもと、新規投資の決定並びに外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンスなど信用リスクの変化等に係るモニタリングを行っています。

また、ALM委員会において投資方針の協議を行い、リスク管理委員会において新規スキームの協議とともに、モニタリング結果についてのレビュー報告を受け、保有・処理方針の見直しに係る協議を行っています。

### ◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

### ◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

### ◆証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

### ◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

## 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

### 【保有する証券化エクスポージャーの額】

(単位：百万円)

		29年度		30年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	2,851	—	3,139	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	9,676	—
	自 動 車 ロ ー ン	7,139	—	12,710	—
	そ の 他	759	—	3,411	—
	合 計	10,750	—	28,938	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

## 【リスク・ウェイト区分毎の残高及び所要自己資本の額】

29年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	オン・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	10,750	86		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	10,750	86		合計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

30年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	オン・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	28,938	5,787		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	28,938	5,787		合計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—		100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—		250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

## 【自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額】

該当する取引はありません。

## 【保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳】

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」(※)を採用しています。

#### ※基礎的手法

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、「1. 系統及び系統外出資」、「2. 子会社等出資」に区分し、有価証券勘定は、「3. 株式」として管理しています。

#### 1. 系統及び系統外出資

系統出資については、経営状況を確認し、その有効性を検証するとともに、出資後は会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めており、系統外出資についても、資産の自己査定により諸引当金の適正な計上を図っています。

#### 2. 子会社等出資

子会社等出資については、より効率的な当会の事業運営を目的に、経営上も密接な連携を図ることが適当と判断される先の株式を保有しています。これらの会社の経営については、子会社等に対する管理の適正化を図ることを目的に制定した「子会社管理規程」に基づき、適切な業況把握に努めています。

#### 3. 株式

運用としての株式については、保有目的区分を「その他有価証券」に区分し、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、「市場関連リスク管理要領」に基づき、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で限度額等年間の運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、具体的な運用方法を決定しています。また、定期的に評価損益等の状況をリスク管理委員会に報告しています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り適正に記録・計算のうえ処理し、「1. 系統及び系統外出資」及び「2. 子会社等出資」については、取得原価を記載し毀損の状況に応じて「外部出資等損失引当金」を、「3. 株式」については、時価評価を行ったうえで取得原価との評価差額について「その他有価証券評価差額金」を貸借対照表に計上しています。

また、評価方法等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	12,286	12,286	12,242	12,242
非上場	131,781	131,781	162,168	162,168
合計	144,068	144,068	174,410	174,410

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

29年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
766	—	—	72	27	—

## 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
4,590	22	4,079	70

## 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### ◆信用リスク・アセット算出に係るリスク・ウェイトのみなし計算について

リスク・ウェイトのみなし計算とは、自己資本比率告示第47条の5に定める、保有エクスポージャーに係る信用リスク・アセット算出に用いる手法をいい、エクスポージャーの裏付けとなる資産に関する情報等の要件により、それぞれ算出方式が定められています。

リスク・ウェイトのみなし計算に係る算出方式毎のエクスポージャー内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	29年度	30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		304,480
マンデート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		—

(注1) 「ルックスルー方式」とは、みなし計算を適用するエクスポージャーを構成する個々の資産の信用リスク・アセットの額の総額をもって、当該みなし計算を適用するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算する方式をいいます。

(注2) 「マンデート方式」とは、みなし計算を適用するエクスポージャーを構成する資産の運用状況が明らかな場合、その資産運用基準に基づいて最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成となった場合の信用リスク・アセットの額を当該みなし計算を適用するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいいます。

(注3) 「蓋然性方式」とは、「ルックスルー方式」及び「マンデート方式」が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、リスク・ウェイトを250%又は400%とすることができる方式をいいます。

(注4) 「フォールバック方式」とは、「ルックスルー方式」、「マンデート方式」及び「蓋然性方式」が適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式をいいます。

## 金利リスクに関する事項

### ◆リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利水準の変動により、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）の経済価値あるいは収益が変動することによって生じるリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などを行い、リスク管理委員会など適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。また、自己資本に対する銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。なお、IRRBBについては、毎月末を基準日として、月次で計測しています。

### ◆金利リスクの算定手法の概要

IRRBBについては、下表の項番1～6の金利ショック・シナリオにより計測し、当会では、上方パラレルシフト（国内市場金利が1%、米国市場金利が2%上昇）した時に受ける経済価値の減少額を金利リスク量としています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

（単位：百万円）

IRRBB（銀行勘定の金利リスク）		
項番		△EVE 30年度
1	上方パラレルシフト	54,913
2	下方パラレルシフト	0
3	スティープ化	45,057
4	フラット化	12,753
5	短期金利上昇	24,060
6	短期金利低下	20,137
7	最大値	54,913

（注1）「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第1号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更し、開示初年度となることから平成30年度分のみを開示しています。

（注2）「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものをいいます。

# グループ情報

## グループの事業系統図

### 埼玉県信用農業協同組合連合会

#### (株)埼玉県農協総合情報センター

- 農業協同組合（農業協同組合法に規定する子会社を含む。以下同じ。）及び農業協同組合連合会の電子計算機処理システムの研究開発と提供
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の電子計算機による事務処理の受託
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営諸統計資料の作成と提供
- 上記に付帯する一切の業務

## 子会社等の状況

(平成31年3月末現在)

(単位：百万円,%)

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 年 月 立 日	資 本 金 出 資 又 金	当 議 比 決 議 率	会 社 権 率 当 会 及 び 他 の 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率
(株)埼玉県農協総合情報センター	さいたま市浦和区高砂3丁目12番30号	電算機のオペレーション及び管理並びに総合情報システム関連事項	昭和52年6月29日	200	39	39

## 子会社等の事業概況

### 【(株)埼玉県農協総合情報センター】

「『J Aグループさいたま』情報化基本構想（平成28年度～平成30年度）」に基づく「第5次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」の最終年度として、各種事業に取り組みました。

なお、取り組みに際しましては、効果的・効率的な費用支出に努め、当期純利益は104百万円を計上いたしました。

### ■システム開発業務

各業務システムの開発につきましては、県内各 J A 並びに埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部及び全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部と連携して、以下のとおり取り組んでまいりました。

- ・信用事業システム… J A 信用事業支援システム等の機能改善、 J A 事務効率化・集中化システムの機能改善等を実施。
- ・共済事業システム…共済資金管理システムの仕組み改訂への対応を実施。
- ・購買事業システム…操作性を中心とした機能改善を実施。
- ・販売事業システム…会計・営農との連携等の機能改善を実施。
- ・管理業務システム…コンパス J A システム等の機能改善や法令改正の対応を実施。

### ■システム基盤業務

統合ネットワーク更新及び迂回中継ルート整備に着手し、機器の経年劣化及び保守終了に伴う更新対応を実施。

### ■運用管理業務

安全運用に向けた機器更新等に係る運用整備を実施。

### ■システム受託推進業務

未導入システムの受託推進、各種受託システムの導入に向けた移行対応、事務手続き及び操作研修を実施。

# 索引

## (法定開示項目と掲載ページ一覧)

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1	概況及び組織に関する事項	
(1)	業務の運営の組織	34
(2)	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	33
(3)	事務所の名称及び所在地	35
(4)	特定信用事業代理業者に関する事項	35
2	主要な業務の内容	25
3	主要な業務に関する事項	
(1)	直近の事業年度における事業の概況	5
(2)	直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a	経常収益	59
b	経常利益又は経常損失	59
c	当期剰余金又は当期損失金	59
d	出資金及び出資口数	59
e	純資産額	59
f	総資産額	59
g	貯金等残高	59
h	貸出金残高	59
i	有価証券残高	59
j	単体自己資本比率	59
k	剰余金の配当の金額	59
l	職員数	59
(3)	直近の2事業年度における事業の状況	
a	主要な業務の状況を示す指標	60
b	貯金に関する指標	49
c	貸出金等に関する指標	50
d	有価証券に関する指標	55
4	業務の運営に関する事項	
(1)	リスク管理の体制	7
(2)	法令遵守の体制	9
(3)	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16
(4)	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10
5	直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1)	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	37
(2)	貸出金にかかる額及びその合計額	
a	破綻先債権に該当する貸出金	53
b	延滞債権に該当する貸出金	53
c	3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	53
d	貸出条件緩和債権に該当する貸出金	53
(3)	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に係る事項	54
(4)	自己資本の充実の状況	63
(5)	取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a	有価証券	56
b	金銭の信託	57
c	デリバティブ取引	57
d	金融等デリバティブ取引	57
e	有価証券関連店頭デリバティブ取引	57
(6)	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
(7)	貸出金償却の額	54
	その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
	役員等の報酬体系	62

# JAバンク埼玉県信連・JAバンク埼玉 ホームページのご案内

**当会の概要や経営・財務情報は  
インターネットでご覧いただけます。**

ホームページでは、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の最新情報、JAバンク埼玉の各種お知らせなどを掲載しています。  
**皆様からの積極的なアクセスをお待ちしています。**

JAバンク埼玉県信連ホームページ

<http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



JAバンク埼玉ホームページ

<http://www.jabank-saitama.or.jp/>





耕そう、大地と地域の未来。



 **JAバンク埼玉県信連**  
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号  
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588

JAバンク埼玉県信連ホームページ

<http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>

